

安全センター情報2018年9月号 通巻第463号  
2018年8月15日発行 毎月1回15日発行  
1979年12月28日第三種郵便物認可



2018 9

# 安全センター情報



特集● 労働安全衛生をめぐる状況

写真：石綿全国連の新宿駅前情宣活動

全国労働安全衛生センター連絡会議  
**第29回総会 9.29-30 宇都宮開催**

日時：2018年9月29日(土)13時～30日(日)12時

■第1日目—2018年9月29日(土)13～17時 学習講演会

会場：宇都宮市民プラザ多目的ホール

〒320-0026 栃木県宇都宮市馬場通り4丁目1番1号 TEL:028-616-1540

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kyodo/shiminplaza/1006315.html>

講演① 「『働き方改革』一括法案をめぐる取り組みの総括と今後の課題」  
嶋崎量(ちから)氏(弁護士、神奈川総合法律事務所、前日本労働弁護団事務局長)

講演② 「足尾鉍毒事件」

赤上剛氏(「渡良瀬川研究会」副代表、田中正造研究者)

■懇親会・宿泊：宇都宮ホテル丸治

〒320-0034 栃木県宇都宮市泉町1-22 TEL:0120-37-0215

<http://www.maruji.jp/access.html>

■第2日目—2018年9月30日(日)9～12時 第29回総会

会場：宇都宮ホテル丸治7階松の間

〒320-0034 栃木県宇都宮市泉町1-22 TEL:0120-37-0215

<http://www.maruji.jp/access.html>

以下のようなテーマを取り上げることがを計画しています(ご意見・ご提案歓迎)

地方公務員災害補償

パワーハラスメント防止法制化

第29回総会議事

■参加費 13,000円(宿泊、懇親会・朝食込み)

会員の皆様には別途お申込み用の返信用葉書をお届けさせていただきます。

9月15日までにお申込みいただくようよろしくお願いいたします。

■主催

主催：全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL:03-3636-3882

FAX 03-3636-3881 [joshrc@jca.apc.org](mailto:joshrc@jca.apc.org)

■地元受入団体

宇都宮地区労働組合会議

宇都宮市民ユニオン

佐野地区労働組合会議

わたらせユニオン

## 特集／日本の労働安全衛生

### 労働安全衛生をめぐる状況 2017年→2018年

1 労働災害・職業病の統計データ	2
2 労働災害・職業病の発生状況	7
3 労働安全衛生対策	11
4 化学物質対策等	14
5 労災補償対策	17

統計資料	18
------	----

2017年度労働基準行政関係通達等	51
-------------------	----

安全センター情報2017年度目次	67
------------------	----

全国安全センター規約・規定	75
---------------	----

## 全国安全センター第28回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案	59
第2号議案 2017年度収支決算案	63
第3号議案 2018年度収支予算案	65
第4号議案 2018年度役員体制案	66

# 労働安全衛生をめぐる状況

## 2017年→2018年

### 1. 労働災害・職業病の統計データ

#### ● 労働災害の総件数

労働災害の総発生件数として公表されているデータは、今のところ存在していない。

労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」に、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、「休業3日以内」のものは、3か月分をまとめて提出しなければならない（労働安全衛生法施行規則第97条）。しかし、これに基づく「休業3日以内」のデータは公表されていない。

2007年8月7日に公表された総務省行政評価局の「労働安全衛生等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が、「休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、当該データの集計・分析や公表を行うなど、その利用を促進すること」という所見を示し、厚生労働省が2008-09年度に委託した「行政支援研究：休業4日以上と4日未満の死傷災害の比較」研究報告書が、労働者死傷病報告書の様式改善の提案も示して、「休業4日未満労働災害データは、今後の労働災害防止対策の検討に有用である」と結論付けているにもかかわらず、具体的な対応はなされていない。

なお、死傷病報告書の対象には、労災非適用事業に係るものも含む一方で、労災保険給付の対象となる通勤災害や急性中毒以外の職業病、労働

者ではない労災保険特別加入者に係る死傷病等は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険新規受給者数を紹介している（表1（18頁）参照）。

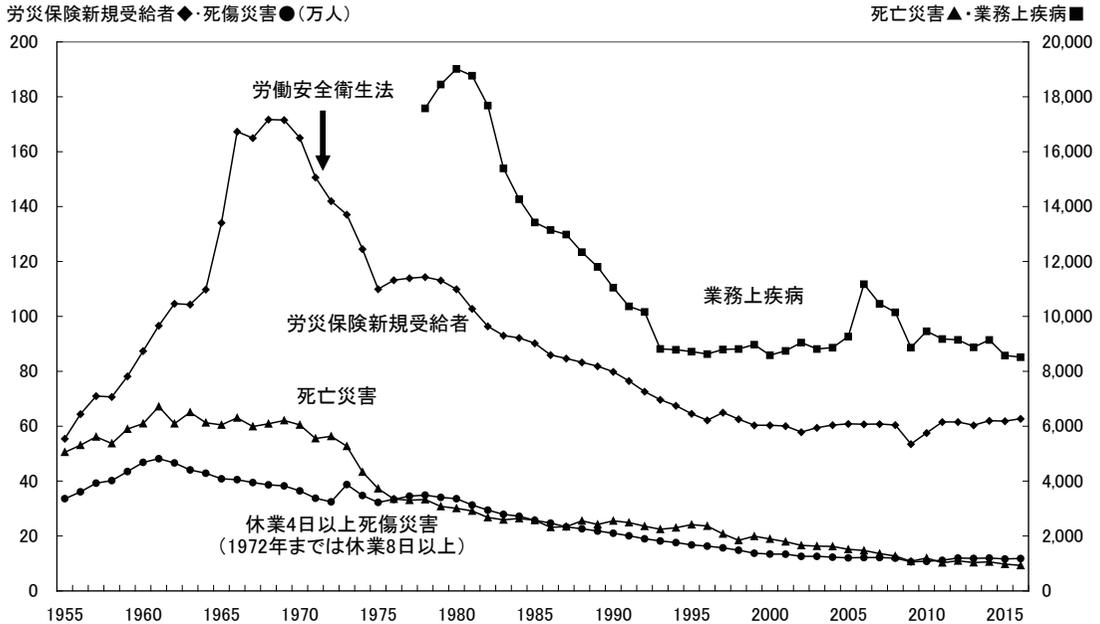
「労災保険事業年報」は、2005年度分以降、厚生労働省ホームページ（統計情報・白書>各種統計調査>厚生労働統計一覧>労働者災害補償保険事業年報、<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/138-1.html>）に掲載されている（当初は概況等のみ、2015年度分以降は全文）。

また、毎年7月第1週の全国安全週間に向けて中央労働災害防止協会から発行されている『安全の指標』が1999年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになったが、そこで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数を紹介している。「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の内訳が示されるようになったのは、2000年度版以降のことで、1999年12月21日に旧総務庁行政管理局が旧労働省に対して行った「労災保険業務に関する行政監察結果に基づく勧告・通知」のなかで、「労災保険財政に係る情報開示について…国民にわかりやすい形で公表すること」とされたのを受けて、「労災保険事業年報」の厚さが以前の2倍以上になってからのことである。

#### ● 死亡災害・重大災害

「死亡災害発生状況」については、2012年までは5月頃に「前年における死亡災害・重大災害の発生状況」として公表されていたが、2014年からは

## 労働災害・職業病の推移



「前年の労働災害発生状況」として死亡災害、死傷災害、重大災害を合わせて公表するようになった。2018年は5月30日に公表されているが、なぜか2017年から重大災害がなくなり、死亡災害と死傷災害だけになってしまっている。

厚生労働省ホームページでは、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生関係統計>災害事例>安全衛生関係統計等一覧>労働災害発生状況で、2007年分からの「労働災害発生状況」統計が入手できるが、2015年分までは死亡災害、死傷災害、重大災害のデータが含まれているものの、2016年以降分には重大災害データが含まれていない (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/>)。

「死亡災害発生状況」は、『安全の指標』等でも紹介されており、出所は「死亡災害報告より作成」または「安全課調べ」と記載されている。

また、死亡災害に関係する資料としては、労災保険統計の葬祭料・葬祭給付の支給件数を参照することもできる(発生時点ではなく、支給決定時点での集計で、請求の時効が5年であることに留意)。

なお、「重大災害発生状況」は、「重大災害報告

より作成」したものとされ、「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故」のことをいう。

### ● 死傷災害

前述のとおり、2014年から「前年の労働災害発生状況」の一部として公表されるようになってきている。

以前は「死傷災害(死亡災害及び休業4日以上死傷災害)」の出所は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成」とされてきたが、2012年分以降は、「労働者死傷病報告より作成」に代えられている。「労働者死傷病報告データの方が事故の型別分類等がなされていて、今後の対策に生かせるということで変更した。第12次労働災害防止計画の数値目標等も労働者死傷病報告データによる」とのことである。前出の厚生労働省ホームページの「労働災害発生状況」統計に掲載されているデータも、同様に、2012年分から労働者死傷病報告データに代えられている。

他方、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)の「労働災害統計」の各年の「死傷災害発生状況」のなかの、

## 労働安全衛生をめぐる状況

分類 大 小 CODE	疾病分類項目	年度別労災補償状況										
		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
負傷(負傷を伴わない事故を含む。)		130,166	124,603	112,478	114,135	114,443	114,719	111,422	114,171	112,539	112,816	
01	骨折	65,130	62,654	57,019	58,223	59,032	59,843	58,916	60,997	59,676	60,414	
02	切断	5,525	4,517	3,817	3,918	3,886	3,720	3,578	3,496	3,420	3,344	
03	関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)	16,482	18,031	16,570	16,802	17,062	17,290	16,862	16,867	17,427	17,356	
04	打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)	19,550	18,894	16,936	17,070	16,585	16,762	15,117	16,429	15,937	16,165	
05	創傷(切作、裂創、刺創及び挫減創を含む。)	18,016	15,719	13,905	13,794	13,842	13,245	13,112	12,730	12,432	11,752	
06	外傷性の脊椎損傷	649	646	590	665	655	630	665	652	646	608	
07	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)	435	343	332	361	390	429	405	371	398	376	
08	火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)	2,999	2,859	2,445	2,441	2,558	2,526	2,513	2,477	2,441	2,416	
12	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)	1,020	940	864	861	433	274	254	152	162	385	
疾病「補償件数」(表4参照)		10,456	10,148	8,862	9,457	9,176	9,143	8,872	9,141	8,574	8,512	
負傷+疾病合計「補償件数」		140,622	134,751	120,528	123,592	123,619	123,862	120,294	123,312	121,113	121,328	

1988～1998年分の「死傷災害発生状況」のうち起因物別・事故の型別データは、明記はされていないものの「労働者死傷病報告」によるデータであろうと思われる。1999年分以降は「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況」とされている(いまでは消えてしまっているが、2005～2009年分について「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」によるものも提供され、2010～2011年分について「労働災害統計確定値」としてダウンロードできるデータが「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」によるものだった。

もうひとつ、情報公開法が施行されて、「職業病統計に関する一切」を開示請求するようになってから全国安全センターが毎年開示させている「傷病性質コード別労災補償状況」の2002年度分以降に、「負傷(負傷を伴わない事故を含む)」データも掲載されるようになった。内容は、別掲表のとおりである(2006年度以前分は省略)。

この「負傷」合計件数に、その後に続く疾病件数(表4(27頁)参照)を合わせた「負傷+疾病」の合計件数が、休業4日以上の死傷災害の「補償件数」であろうと考えられる。

「労働者死傷病報告」によるデータは、素直に考

えれば、事業主が届け出た報告の件数をそのまま集計したものであろう(「届出件数」と呼ぶことにする)。それと、2011年以前に公表されてきた「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」による数字(「公表件数」と呼ぶ)、さらに「補償件数」を並べてみると、次頁表のようになる。

補償件数には、労働者死傷病報告書を提出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退(離)職後の発症・死亡等も含まれ得る。理屈で考えれば、それらを除いた業務災害分だけの補償件数に労災非適用事業に係る労働者死傷病報告件数を加えたものが公表件数ということになりそうな気がするが、そのような説明がなされたことはない。また、公表件数は、(負傷に限定したとしても)補償件数よりもかなり少なく、そのような事情だけでは説明できそうにない。なお、1999年以降、届出件数が公表件数を上回り(網掛け部分)、実際に届け出られた件数よりも少ない件数しか公表されていない状況が続いていたことになる。

どのような理由で、どのように算定されたのかわからない数字が、長年、死傷災害の公表件数とされ、労働災害防止計画等の数値目標としても用いられてきたということ自体が、実に不可解ではある。

休業4日以上の死傷者数			
年/ 年度	労働者 死傷病報告 による	労災保険給付データ及 び労働者死傷病報告 (労災非適)による	傷病性質コード別労災補 償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
1988	223,470	226,318	
1989	216,118	217,964	
1990	207,581	210,108	
1991	196,803	200,633	
1992	186,532	189,589	
1993	180,575	181,900	
1994	173,517	176,047	
1995	164,998	167,316	
1996	160,712	162,862	
1997	154,489	156,726	
1998	144,838	148,248	
1999	141,055	137,316	
2000	139,974	133,948	
2001	140,149	133,598	
2002	132,339	125,918	142,688
2003	132,936	125,750	142,207
2004	132,248	122,804	139,024
2005	133,050	120,354	138,444
2006	134,298	121,378	140,308
2007	131,478	121,356	140,622
2008	129,026	119,291	134,751
2009	114,152	105,718	120,528
2010	116,733	107,759	123,592
2011	117,958	111,349	123,619
2012	119,576		123,862
2013	118,157		120,294
2012	119,535		123,312
2013	116,311		121,113

注：2011年の届出・公表件数は東日本大震災を直接の原因とするもの(届出1,664人、公表2,827人)を除く。

## ● 業務上疾病

厚生労働省ホームページの、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生関係統計・災害事例>安全衛生関係統計等一覧に、2004年分以降「業務上疾病発生状況等調査」が掲載されるようになった([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anken/toukei.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/toukei.html))。しかし、報道発表資料のところには掲載がなく、労働基準分野のトピックス一覧の記載によれば、直近5年では、2014

年6月25日、2015年7月6日、2016年7月11日、2017年6月29日及び2018年7月5日に掲載されたことになっている。

ここにある「業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のもので、出所は「業務上疾病調」と記載されており、全国労働衛生週間(10月1～7日)に向けて中央労働災害防止協会から発行されている『労働衛生のしおり』掲載のものと同じものである。後掲の表2(20頁)及び次頁表では、これを「公表件数」として示している。

どちらも、2014年分以降、「死亡」の内数が示されるようになっていく。

この公表件数がどのように算定されているかも、闇の中であった。以前、情報公開法に基づく開示請求も行って厚生労働省に説明を求めたところ、「公表件数」は、労働者死傷病報告をそのまま集計しているのではなく、例えば、「非災害性」(第3号)として届け出られた「腰痛」を、事情を確認したうえで「災害性」=「負傷による腰痛」(第1号)に振り替え、また、「じん肺及びその合併症」については、届出件数ではなく労災保険給付データを使っている等との説明。しかし、処理方法を示した文書は存在していないという回答であった。

他方、前出の「職場のあんぜんサイト」には、2004～2009年分について、「労働者死傷病報告」によると明記された「業種別・年別業務上疾病発生状況」データも示されている。2010～2013年分については、「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況(確定値)」でダウンロードできるエクセル・ファイルのなかに、死亡・休業別内訳も示された「業種別・傷病分類別業務上疾病発生状況」のシートが含まれていたのだが、いつの間にか消されてしまい、2014年分以降も同じである。かつて得られたものも含めて、「労働者死傷病報告」によるデータを「届出件数」と呼ぶことにする。

「補償件数」については、驚くべきことに厚生労働省ホームページには一切掲載されていない。

毎年度の「業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)」が比較的入手しやすいもので、これには、第1～11(2009年分以前は1～9)号別の新規

## 労働安全衛生をめぐる状況

支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業がん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害に係る都道府県別データなどが収録されている。元となる調査については、毎年度、補償課長から指示が出されており、調査内容は微妙に変化している。2017年度は基補発0711第9号通達「業務上疾病の労災補償状況調査について」で指示され、12月22日付け補償課職業病認定対策室長補佐事務連絡「平成28年度『業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）』について」で調査結果が通知されている。

全国安全センターは、情報公開法を使って、1999年度分以降の「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」を開示させている。大本となる統計データは、「傷病性質コード別労災補償状況」という集計表で、これは表4（27頁）にまとめて紹介してある。「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべて」を開示請求しているが、毎年開示されるのは、3枚の集計表のみである。前出のとおり、2002年分以降には「負傷（負傷を伴わない事故を含む）」データも含まれている。表9（38頁）に紹介した2016年度分の都道府県別データも、別の集計表だが、こうして開示されたものであり、これらのデータは本誌以外で紹介されることはほとんどないと言ってよい。

「傷病性質コード別労災補償状況」と「業務上疾病の労災補償状況調査（全国計）」の数字は同じものであり、前者が後者の小分類別内訳となっている。別掲表及び後掲の表2（20頁）で「補償件数」として示してある。

別掲表に、「届出件数」「公表件数」「補償件数」を並べてみた。2010～2013年分の届出件数と公表件数は同じ数字である（2014年分以降の「届出件数」は得られていない）。疾病分類別のデータと比較してみると、2010年は452件、2011年は487件、2012年は373件、業務上の負傷に起因する疾病から非災害性腰痛に振り替えていることが確認できる（2010年分は化学物質等による疾病からその他業務に起因する疾病にも5件振り替え）。2013年分は、「届出件数」として公表される段階ですでに操作が行われているのかもしれない。

業務上疾病			
年	労働者 死傷病報告 による	「業務上疾病調」による とされる	傷病性質コード別労災補償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
2002		7,502	9,045
2003		8,055	8,806
2004	7,159	7,609	8,858
2005	7,413	8,226	9,271
2006	7,635	8,369	11,171
2007	8,099	8,684	10,456
2008	8,341	8,874	10,148
2009	6,968	7,491	8,862
2010	8,111	8,111	9,457
2011	7,779	7,779	9,176
2012	7,743	7,743	9,143
2013	7,310	7,310	8,872

なお、厚生労働省は、毎年6月頃に前年度分の「過労死等（以前は「脳・心臓疾患と精神障害」）の労災補償状況」及び「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況（速報値）」、12月頃に後者の「確定値」及び「石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表している。これらは、他と区別して特別の「処理経過簿」の作成を指示して、集計・公表されている職業病である。

また、厚生労働省ホームページ「安全衛生関係統計等一覧」には、「労働安全衛生特別調査」、「労働災害動向調査」、「熱中症による死亡災害発生状況」、「酸素欠乏症・硫化水素中毒による労働災害発生状況」、「石綿の除去作業等に係る計画届及び監督指導等の件数」も掲載されている。

### ● 労災保険事業年報

前述のとおり、厚生労働省ホームページ（厚生労働統計一覧）に「労災保険事業月報」及び「労働者災害補償保険事業年報」が掲載されるようになった。これも基本的な統計データであり、全国安全センターでは労災保険法施行以来の事業年報（古いものはコピー）を備え付けている。

ホームページ上では、年報の全文が入手できるのは2015年度分以降であり、2005～14年度分は、「労働者災害補償保険事業の概況」及び「保険給付等支払状況」としていくつかの統計表が示さ

れているだけではあるが、表1に示した基本情報はこれらによって確認できる。「概況」で直接拾えないものは、障害（補償）給付の「一時金」受給者数を新規から新規受給者数（第16表）から新規年金受給者数（第17表）を差し引いて求めていること、遺族（補償）給付の「一時金」受給者数は「概況」からは得られないので「保険給付支払状況」統計表から、また、死亡災害発生状況は前述の「死亡災害発生状況」、死傷災害発生状況は前述の「労働災害発生状況」から採っている、などである。

表8（36頁）の都道府県別データについても、労災保険新規受給者、障害（補償）給付及び遺族（補償）給付の「一時金」、葬祭料受給者数は「保険給付支払状況」統計表、から拾うことができた。他は年報本体からで、労災保険適用事業場・労働者数が第1-2表、障害（補償）給付の「年金」が第7-9表、傷病（補償）給付が第7-14表、障害（補償）給付の「年金」は第7-12表から年金新規と前払一時金新規を合算、年度末年金受給者数は第7-7表から求めている。

死傷災害については、前述のような公表データの変更があったために、表1の2012年以降の数字及び表8では、労働者死傷病報告による死傷災害発生状況の数字を示してある。

## 2. 労働災害・職業病の発生状況等

### ● 労災保険新規受給者

労災保険新規受給者数は、2009年度を底に、2年連続して増加した後、2013年度はやや減少したものの、2014年度は619,599人と、1998年度の625,427人に次ぐレベルにまで再び増加してしまい、2016年度は626,526人とさらに上回ってしまった。

労災保険の新規受給者数は、発生年度ではなく、労災保険給付の支給決定年度で集計した数字であり、2016年度の労災保険新規受給者は、業務災害551,275人（88.0%）、通勤災害75,251人（12.0%）、合計626,526人（100%）であった。

その発生年度別内訳は、2016年度472,901人（75.5%）、2015年度149,733人（23.9%）、2014年

度2,786人（0.4%）、2013年度588人（0.1%）、2012年度127人（0.02%）、2011年度以前391人（0.06%）、となっている。

### ● 死亡災害

2016年5月17日厚生労働省は、2015年の労働災害による死亡者数は972人で、「統計を取り始めて以来、初めて1,000人を下回った」と発表。2017年5月19日の発表でも、928人で「前年を下回り2年連続過去最少」と発表した。2018年5月30日の発表では、978人で「3年ぶりの増加」という結果になった。

死亡災害発生件数は、「1961年をピークとして長期的な減少傾向を示している」と言われてきたものの、近年の状況は「足踏み状態」に戻る危険性もはらんでいそうである。

第12次労働災害防止計画の「2012年と比較して2017年までに15%以上減少」させるという目標は達成できるだろうと予想されていたのに、結果的に1,093人から978人へ10.5%に減少にとどまり、達成できなかった。2018年2月に策定された第12次労働災害防止計画は新たに「2017年と比較して2022年までに15%以上減少」という目標を掲げた。

一方、2016年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付受給者数は2,993人で、業務災害2,752人（91.9%）、通勤災害241人（8.1%）。発生年度別では、2016年度661人（22.1%）、2015年度869人（29.0%）、2014年度387人（12.9%）、2013年度194人（6.5%）、2012年度92（3.1%）、2011年度以前790人（26.4%）という内訳になっている。

なお、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」に、2013～2017年分について、「建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」が掲載されている。

### ● 死傷災害

厚生労働省の2012年分の労働災害発生状況公表では、「3年連続の増加という極めて憂慮すべき事態となった」と危機感をあらわにしてしたが、2013年分の公表では「4年ぶりの減少」を報告することができた。しかし、2014年は再び増加に転じ、2018年5月30日の発表では、「2年連続の増加」を報告しなければならなかった。

## 労働安全衛生をめぐる状況

年度	業種	労災保険新規受給者数	死亡災害		休業4日以上		休業3日以下・不休	
		人数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
1996	全業種	654,855	2,363	1	160,499	67.9	491,993	208.2
1997	全業種	649,404	2,078	1	154,648	74.4	492,678	237.1
1998	全業種	625,427	1,844	1	146,404	79.4	477,179	258.8
1999	全業種	602,853	1,992	1	137,316	68.9	463,545	232.7
2000	全業種	603,101	1,889	1	132,059	69.9	469,153	248.4
2001	全業種	600,210	1,790	1	131,808	73.6	466,612	260.7
2002	全業種	578,229	1,658	1	124,260	74.9	452,311	272.8
2003	全業種	593,992	1,628	1	124,122	76.2	468,242	287.6
2004	全業種	603,484	1,620	1	121,184	74.8	480,680	296.7
2005	全業種	608,030	1,514	1	118,840	78.5	487,676	322.1
2006	全業種	606,645	1,472	1	119,906	81.5	485,267	329.7
2007	全業種	607,348	1,357	1	119,999	88.4	485,992	358.1
2008	全業種	604,139	1,268	1	118,023	93.1	484,848	382.4
2009	全業種	534,623	1,075	1	104,643	98.3	428,905	399.0
2010	全業種	574,958	1,195	1	106,564	98.3	467,199	391.0
2011	全業種	614,914	1,024	1	106,564	104.1	507,326	495.4
2012	全業種	606,886	1,093	1	119,576	109.4	486,217	444.8
2013	全業種	602,927	1,057	1	119,535	113.1	482,335	456.3
2014	全業種	619,599	1,057	1	119,535	113.1	499,007	472.1
2015	全業種	618,149	972	1	116,311	119.7	500,866	515.3
2016	全業種	626,526	978	1	120,460	123.2	505,088	516.4
合計	全業種	12,736,299	30,897	1	2,620,878	84.8	10,084,524	326.4
2016	製造業	130,778	160	1	26,674	166.7	103,944	649.7
	鉱業	625	13	1	209	16.1	403	31.0
	建設業	55,079	323	1	15,129	46.8	39,627	122.7
	運輸業	42,044	163	1	18,351	112.6	23,530	144.4
	林業	2,940	40	1	1,314	32.9	1,586	39.7
	その他	395,060	279	1	58,783	210.7	335,998	1,204.3

たハインリッヒの法則の「1:29:300」という数字の妥当性はともかくとして、「死亡災害件数」を1とした場合の、「休業4日以上」の災害件数（休業4日以上の死傷災害災害-死亡災害）及び「休業3日以内+不休災害の件数（労災保険新規受給者数-休業4日以上の死傷災害災害）」の比率を別掲表に示した。

過去21年の平均では、この比率は1:84.8:326.4ということになるが、経年的な変化に加えて、業種別のばらつきも著しい。とりわけ林業では、休業4日以上の災害件数の方が3日以内+不休災害の件数よりも多いという逆転現象を示しており、鉱業、建設業でも、製造業やその他事業と比較すると、休業+不休災害の件数が著しく低い。これは「労災隠し」の存在を示唆しているとも考えられる。このような分析も、「労災隠し」の根絶のために活用していかなければならないはずである。

### ● 業務上疾病

業務上疾病（職業病）については、3年連続減少した後、2014年度の補償件数は9,141件で、前年比3.0%（269件）の増加、2014年の公表件数は7,415件で、前年比1.4%（105件）の増加。2015年度の補償件数は8,574件で、前年比6.2%（567件）の増加、2015年の公表件数は7,368件で、前年比0.6%（47件）の減少。2016年度の補償件数は8,512件で、前年比0.8%（62件）の減少、2016年の公表件数は7,361件で、前年比0.1%（7件）の減少となった。

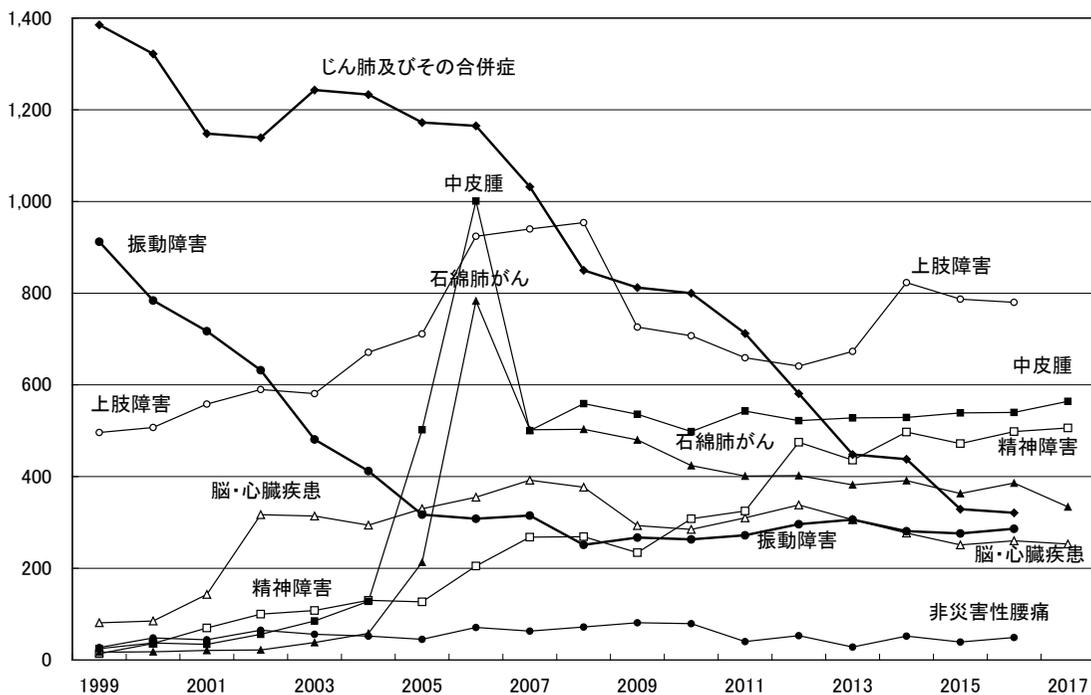
第12次労働災害防止計画の「2012年と比較して2017年までに15%以上減少」させるという目標に対して、結果は119,576人から120,460人へ0.7%の増加であった。第13次労働災害防止計画は新たに「2017年と比較して2022年までに5%以上減少」という目標を掲げた。

厚生労働省による前年の労働災害発生状況公表に当たって、2009年から「派遣労働者の労働災害発生状況」、2013年から「外国人労働者の死傷災害発生状況」も公表されるようになっていく。

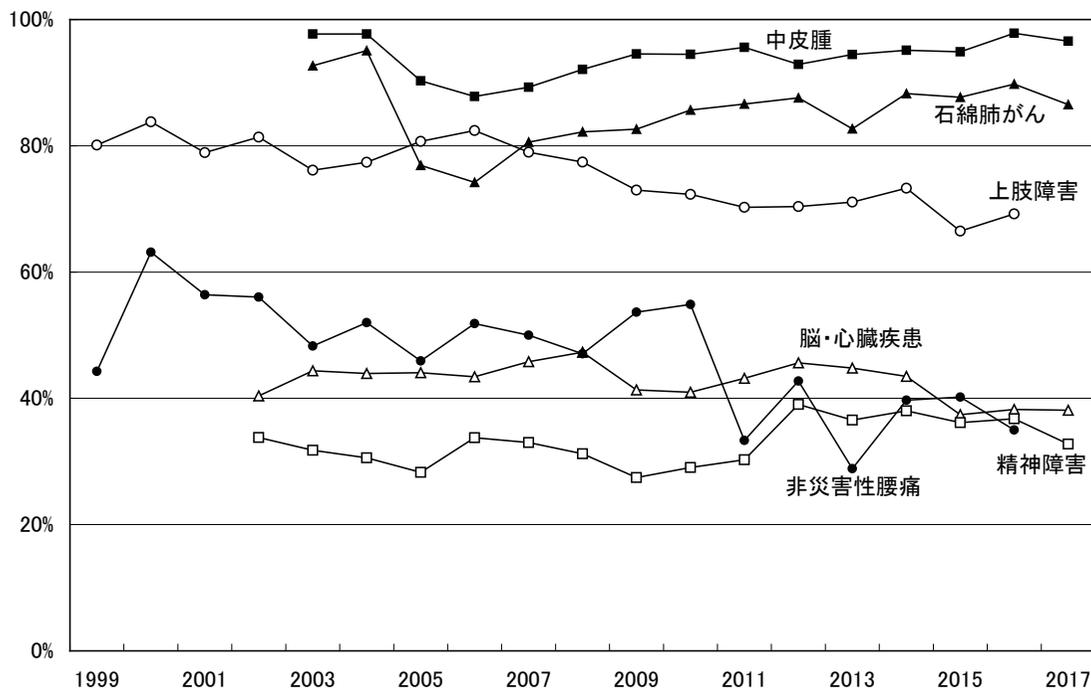
### ● その他

1件の重大災害の背後には、29件の軽症災害と300件の無傷害災害があるというよく知られ

主な職業病の認定件数の推移



主な職業病の認定率の推移



## 労働安全衛生をめぐる状況

業種	事業場数	労働者数	新規受給者数	死亡者数	重大災害件数	死傷者数	業務上疾病数
	2016年度末		2016年度	2017年(暦年)			2016年(暦年)
製造業	13.1%	15.0%	20.9%	16.4%		22.1%	18.1%
建設業	23.2%	8.8%	8.8%	33.0%		12.6%	7.9%
運輸業	2.7%	5.1%	6.7%	16.7%		15.2%	13.5%
鉱業	0.1%	0.0%	0.1%	1.3%		0.2%	0.7%
林業	0.5%	0.1%	0.5%	4.1%		1.1%	59.8%
その他	60.3%	71.1%	63.1%	28.5%		48.8%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%
実数	2,787,965	57,484,440	626,526	978		120,460	7,861

前頁に上図として、「主な職業病の認定件数の推移」を示した。

伝統的な職業病の双壁のひとつ「じん肺及びその合併症」の認定件数は、2003年度から原発性肺がんが合併症に追加されたにもかかわらず減少傾向が続いている。2014年度には、上肢障害だけでなく、中皮腫及び精神障害よりも少なくなった。

伝統的な職業病の双壁のもうひとつ「振動障害」の方は、2005年度まで減少し続けた後は、ほとんどプラトーか微増のようにみえる。

「上肢障害」は、1997年の労災認定基準改正以降増加傾向を示して、2008年度に「じん肺及びその合併症」を上回り、2009年度以降いったん減少に転じたものの、2013・14年度連続して増加した後、2015・16年度は連続してやや減少している。

「中皮腫」と「石綿肺がん」は、2005年夏のクボタショックで認定件数が激増。中皮腫による死亡者が増加し続けていることに示されているように、被害は増えているはずなのに、中皮腫で横ばい、石綿肺がんが漸減傾向にあることが気にかかる。

「脳・心臓疾患」は、2001年の労災認定基準改正で増加したものの、2008年度以降減少に転じた後、2011・12年度は増加したものの、2013年度以降減少傾向がみられている。

「精神障害」は、1999年の判断指針策定以来増加し続け、2010年度にはついに「脳・心臓疾患」を上回った。2011年末に判断指針が認定基準に改訂されて2012年度はさらに増加して、「石綿肺がん」も上回ったが、2013年度減少、2014年度増加、2015年度減少、2016・17年度増加と揺れている。

前頁下図は、「認定率」を分析したものである。

また、表5(30頁)に、請求件数、不支給決定件数が判明している職業病に係るデータのすべてを示しているため参照していただきたい。表5の最下欄には、認定率①=認定件数/請求件数(いずれも当該年度)、認定率②=認定件数/(認定件数+不支給決定件数)の二つの指標を示してあるが、前頁下図は、認定率②の方である。

認定率②は、「中皮腫」がもっとも高く90%超、次いで「石綿肺がん」が90%に迫りつつあり(2017年度は86.5%)、その次が「上肢障害」で70%前後である。

これらと比較すると、「脳・心臓疾患」、「精神障害等」は著しく低い。2012年度に「精神障害」の認定率が上昇したのは、2011年末の認定基準策定の影響と考えられるが、40%超えが期待されたものの、その後停滞、2017年度は32.8%に減少してしまっている。「脳・心臓疾患」の認定率は3年連続して減少した後、停滞している。

「非災害性腰痛」の認定率は、2000年度に60%を超えた後、50%前後で推移してきたが、2011年度に大きく減少した後、動揺している。

なお、「災害性(負傷による)腰痛(1-1)」と「異常温度条件による疾病(2-4)」、「その他の物理的因子による疾病(2-6)」、「その他の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病(3-5)」では系統的に、「化学物質による疾病(4-2)」や「細菌、ウイルス等の病原体による疾病(6)」でも一部、公表件数が補償件数を上回っており、使用者が職業病と判断して死傷病報告を届け出たにも関わらず、労災補償の手続がなされていないケースが多々あるのではないかと示唆されるところである。

また、各種統計の業種別内訳を、一覧にして前頁別掲表に示した。

### ● 労働者の健康状況等

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2014年の53.2%へと経年的に増加し続けている。項目別の有所見率では、血圧、貧血、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる。

警察庁によれば、自殺者が2011年まで14年連続で3万人を超えた後、2012年27,858人→2013年27,283人→2014年25,427人→2015年24,025人→2016年21,897人→2017年21,321人と人減少したが、そのうち「被雇用者・勤め人」が7,272→7,421人→7,164人→6,782人→6,324人→6,432人（27%弱～30%）、「勤務問題」が原因・動機のひとつとなっているものが2,323→2,472人→2,227人→2,159人→1,978人→1,991人（全体の8～9%強）という状況である。2017年は自殺者数の全体は減少しているのに、「被雇用者・勤め人」「勤務問題」は前年よりも微増している。

なお、「労働安全衛生に関する調査」の概況報告が、厚生労働省のホームページに掲載されている（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>）。

「技術革新と労働に関する実態調査」、「建設業労働災害防止対策等総合実態調査」、「労働安全衛生基本調査」、「労働災害防止対策等重点調査」、「労働者健康調査」が廃止されてしまっていることがわかる。例えば、5年ごとに実施されていた「労働者健康調査」では、自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」とする労働者の割合は、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%→2007年58.0%→2012年60.9%であった。

平成25年及び平成27年以降は毎年、「労働安全衛生調査（実態調査）」が行われている。

2017年調査結果は2018年7月下旬公表予定とされており、本稿執筆時点では入手できていない。

労働者調査では、現在の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」-2013年

52.3%。以後質問が若干変わり、「強いストレスとなっていると感じる事柄がある」-2015年55.7%<2016年59.5%

事業所調査では、実施しているまたは取り組んでいると答えた割合が、以下のとおりとなっている。

リスクアセスメント-2013年60.7%>2015年47.5%>2016年46.5%

メンタルヘルス対策-2013年60.7%>2015年59.7%>2016年56.6%

ストレスチェック-2013年26.0%>2015年22.4%<2016年62.3%

パワーハラスメント防止対策-2013年56.0%-2015年なし、2016年%

受動喫煙防止対策-2013年85.6%<2015年87.6%>2016年85.8%

非正規労働者に対する安全衛生教育-2013年52.9%-2015年なし、2016年%

労働安全衛生活動への外部専門家等の活用-2013年22.1%-2015年なし、2016年%

高齢者の労働災害防止対策-2013年64.6%-2015年なし>2016年55.7%

腰痛予防対策-2013年65.3%>2015年61.5%2016年%

熱中症予防対策-2013年77.0%-2015年なし<2016年81.0%

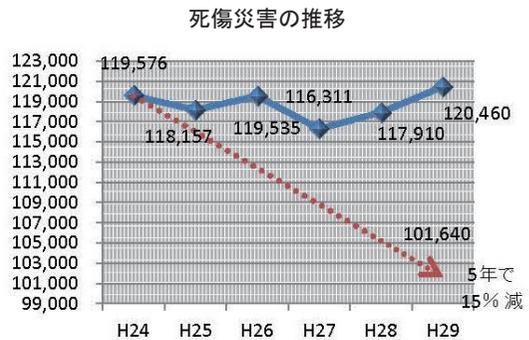
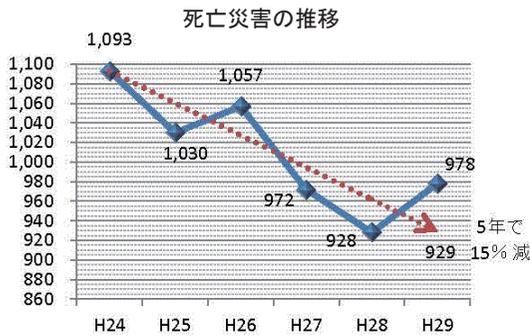
2016年調査では「GHSラベル及び安全データシート(SDS)に関する事項」も追加されている。

また、平成28年版以降毎年、「過労死等防止対策白書」が公表されるようになっている（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000138529.html>）。

さらに、2017年7月26日に厚生労働省は、「ストレスチェック制度の実施状況を施行後はじめて公表」した。これによると、実施事業場の割合は全体で82.9%（50～99人規模78.9%～1,000人以上の99.5%）。受検率78.0%、医師による面接指導を受けた労働者の割合0.6%、集団分析の実施状況78.3%、といった状況である。

### 3. 労働安全衛生対策

## 労働安全衛生をめぐる状況



### ● 労働災害防止計画

2013～2017年度を対象期間とする第12次労働災害防止計画は、以下の目標を掲げていた。

- ① 死亡災害の撲滅を目指して、2012年と比較して、2017年までに労働災害による死亡者数を15%以上減少させる
- ② 2012年と比較して、2017年までに労働災害による休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させる

結果は別掲図のとおりで、いずれも達成できなかった。死亡災害については、2016(H28)年度時点では達成できるかにみえたのだが、2017年度が増加に転じてしまうという残念な結果に終わった。2018年2月28日に、2018～2022年度を対象期間とする第13次労働災害防止計画が策定され、以下の「全体目標」が掲げられた。

- ① 死亡災害については、2017年と比較して、2022年までに労働災害による死亡者数を15%以上減少させる
- ② 死傷災害(休業4日以上)については、2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる

また、死亡災害減少の重点業種別目標として、建設業、製造業、林業について15%以上減少、死傷災害減少の重点業種別目標として、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店について5%以上減少が掲げられた(「業種間の労働推移を考慮して千人率で設定」することとされた)。

全体目標・重点業種目標以外の目標としては、仕事上の不安等について相談先が職場にある労働者の割合90%以上、メンタルヘルス対策に取り組ん

でいる事業場の割合80%以上、ストレスチェック結果を集団分析しその結果を活用した事業場の割合60%以上、危険有害性化学物質についてラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合80%以上、第三次産業・陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害5%以上減少、職場での熱中症による死亡災害5%以上が掲げられたほか、以下の8項目が重点事項とされた。

- ① 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- ② 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進
- ③ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑤ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- ⑥ 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- ⑦ 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- ⑧ 国民全体の安全・健康意識の高揚等

### ● 建設安全衛生対策

2016年に制定された建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」が2017年6月9日に閣議決定された。

2017年6月13日に厚生労働省は、「墜落防止用の保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書」を公表した。従来の「安全帯」に代えて国際基準に適合するフルハーネス型の墜落防止用保護具を原則とすることなどが提言され、2017～18

年度にかけて関係法令等の改正が予定されている。2018年6月22日には、基発0622第1号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」が示され、また、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」も公表された。

また、2017年9月15日付け基安発0915第1号「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて」、2018年3月13日付け基安安発0313第1号等「平成30年度の建設業における安全衛生対策の推進に係る協力要請について」も示されている。

### ● 働き方改革関連一括法案の成立

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」が、全国過労死を考える家族の会をはじめとした多くの反対を押し切り強行採決によって、2018年6月29日に可決成立された。

以下を含めた労働時間制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）、勤務間インターバルの普及促進等（労働時間等設定改善法）、産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法）ほか、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法等の改正が今後実施されていくことになる。なお、法案審議過程で撤回された裁量労働制対象業務の拡大については、あらためて検討会を立ち上げて検討される予定とされている。

- ① 時間外労働の上限規制の導入（月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間を限度）
- ② 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率(50%以上)の中小企業への猶予措置の廃止
- ③ 一定日数の年次有給休暇の確実な取得（10日以上付与される労働者に対し、5日について毎年時季を指定して付与）
- ④ 労働時間の状況の把握の実効性確保（労働安全衛生規則で使用者の現認や客観的な方法による把握を原則とすることを規定）
- ⑤ フレックスタイム制の清算期間の上限を1か月から3か月に延長
- ⑥ 特定高度専門・成果型労働制（高度プロフェッ

ショナル制度）の創設（労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定の適用除外）

産業医・産業保健機能の強化は、衛生委員会に対する産業医が行った労働者の健康管理等に関する報告の内容等の報告、産業医に対する作業保健活動を適切に行うために必要な情報の提供等である。2017年6月6日に厚生労働省は、労働政策審議会建議「働き方改革実行計画を踏まえた今後の産業医・産業保健機能の強化について」を公表している。

### ● パワーハラスメント防止対策

2018年3月30日に厚生労働省は「職場のパワーハラスメント節対策についての検討会報告書」を公表した。使用者側の抵抗により期待された法制定の提言には至らず、次のようにしている。

「職場におけるパワーハラスメントが減少していない現状と、本検討会において職場のパワーハラスメント防止対策を前に進めるべきということで意見が一致したことを踏まえて、今後は、労働政策審議会において、本検討会で議論された対応案や、現場で労使が対応すべき職場のパワーハラスメントの内容や取り組む事項を明確化するためのものの具体的内容について、議論、検討が進められ、厚生労働省において所要の措置が講じられることが適当である。」

また、「顧客や取引先からの著しい迷惑行為について事業主に取組を求めることや社会全体の気運の醸成などの対応を進めるためには、職場のパワーハラスメントへの対応との相違点も踏まえつつ、関係者の協力の下で更なる実態把握を行った上で、具体的な議論を深めていくことが必要である」とされた。

おりから国際労働機関（ILO）は2018年5～6月に開催されたその第107回総会において「労働の世界における暴力及びハラスメントに関する条約及び勧告を採択すべきである」と決定した。ILOの動きも踏まえた、パワーハラスメント防止の法制化が求められる。

### ● 産業医の情報提供提供・巡視頻度

労働安全衛生規則が2017年3月29日に一部改正され、①毎月1回以上一定の情報が事業者から産業医に提供される場合には、産業医の作業場等の巡視の頻度を少なくとも2月に1回とすることを可能とする、②定期健康診断結果に基づく医師または歯科医師から意見聴取を行う上で必要となる当該労働者の業務に関する情報を求められた場合、事業者は速やかに当該情報を提供しなければならない、③事業者は休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない、④特殊健康診断結果に基づく医師から意見聴取を行う上で必要となる当該労働者の業務に関する情報を求められた場合、事業者は速やかに当該情報を提供しなければならない等が、2017年6月1日から施行されている。

これに基づき、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」が、2017年4月14日付け基発0414第2号によって一部改正されている。

### ● その他の労働安全衛生通達

2017年度には以下の通達も示されている。

- ・2017年8月4日付け基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」
- ・2018年9月26日付け基安発0926第1号「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインの運用上の留意事項について」
- ・2018年2月27日付け基発第号「ずい道等の建設等の仕事及び圧気工法による作業を行う仕事に係る計画届について」
- ・2018年3月19日付け基安発0319第1号「『チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン』の留意事項の改正について」

## 4. 化学物質管理対策等

### ● 政省令・指针对象物質の追加

発がん物質等は特定化学物質等障害予防規則等による特別規制の対象とされているが、この

対象の追加については、①有害物曝露作業報告（労働安全衛生規則第95条の6）を活用して、②国が曝露評価と有害性評価をもとにリスク評価（初期リスク評価及び詳細リスク評価）を行い、③リスクが高い作業等については特別規則による規制等の対象に追加するという仕組みがとられている。厚生労働省は「職場における化学物質のリスク評価」のページを開設（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113892.html>）。また、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「リスク評価実施物質」のページがある（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc09.htm>）。

2017年2月21日に公表された2016年度化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書に基づき、表示・通知対象物質に10物質を追加する労働安全衛生法施行令が2018年7月1日から施行されるが、2017年8月3日付け基発0803第6号は、改正の趣旨・要点を示して、周知徹底を指示している。

なお、検討会報告書で表示・通知義務の対象とされなかった粉状の4物質－酸化マグネシウム、滑石（タルク）、ポリ塩化ビニル、綿じん、非晶質シリカーをはじめとした粉状物質の管理について自主的対策を促進するためとして、2017年10月24日付け基安発1024第1号「粉状物質の有害性情報の伝達による健康障害防止のための取組について」が示された。表示・通知義務の対象とならないもののうち、特筆すべき毒性（遺伝毒性、感作性、皮膚腐食性等）が認められず有害性が低いとされる化学物質の無機物、有機物であって、粉状で取り扱われるものが対象で、上記4物質のほか、プラスチック微粉末、穀物粉、木材粉じん等が含まれる。なお、粉じん則の対象となる鉱物性粉じんには人工物も含まれるとされているため、タルク、酸化マグネシウム、非晶質シリカについては、粉じん則に則って作業環境測定、ばく露防止措置、健康診断等を実施する必要がある。

2018年3月22日に平成29年度第3回化学物質のリスク評価に係る企画検討会が、関係各検討会における2017年度の検討実績と2018年度の実施方針等を検討している。

2018年1月31日「平成29年度化学物質のリスク評価検討会報告書(2018年1月)」は、ピリジン(さらに詳細なリスク評価を行うべきであり、事業者がばく露低減のため適切に管理を行うよう指導すべき)、ニッケル(金属及び合金)(ばく露実態調査を実施した上でばく露評価をまとめる必要あり)、テトラエチルチウラムジスルフィド、二塩化酸化ジルコニウム、メタクリル酸(以上、事業場での取扱い状況等にかんがみれば、リスクが高い状況は見られず、労働者の健康障害のリスクは低いと考えられるが、有害性の高い物質であることから、リスクアセスメント等の関係事業者による自主的なリスク管理を進めることが適当)、の5物質について初期リスク評価を行った。

同検討会は2018年1月22日の第2回検討会で「経皮吸収による健康障害のおそれのある化学物質のリスク評価方法」についても検討している。

2018年1月29日には基安化発0129第2号「特定化学物質である『クロム酸及びその塩』の適用について」が示されて、特定化学物質の第二類物質の「クロム酸及びその塩」は、3価のものを含まず、6価のもののみが対象であるとされた。

特別規則の対象以外であっても、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質を製造・取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針(がん原性指針)を公表するものとされ(法第28条第3項)、2016年3月31日付け基発0331第24～27号によって、エチルベンゼン(塗装業務について特化則対象であるが、それ以外の業務をがん原性指針対象に追加)等4物質が対象物質に追加されて38物質になった。厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「がん原性に係る指針対象物質」のページがある(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc05.htm>)。

さらに、2017年11月21日付け基発1121第2号によって、事業者からの届出のあった新規化学物質907物質のうち32物質、既存化学物質のうち6物質について、学識経験者から強度の変異原性が認められる旨の意見を得て、2003年5月17日付け基発第312号の3の別添1「変異原性が認められた化学

物質による健康障害を防止するための指針」の適用対象に追加した。これによって、同指針の対象となる化学物質の数は、届出物質952、既存化学物質235、合計1,187となっている。厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「強い変異原性が認められた物質」のページがある(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc02.htm>)。

## ● 発散防止抑制措置特例実施許可制度

2017年7月13日付け基発0713第3号「『有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について』の一部改正について」は、発散防止抑制措置特例実施許可の制度創設から5年が経過し、専門家検討会で審査した事例に関する技術的知見が一定程度集積されたことを踏まえ、今後、別途指示するものを除き、専門家検討会の審査を実施することなく所轄署長の判断で処理して差し支えないこととした。また、同日付け基安発0713第1号「発散防止抑制措置特例実施許可制度の運用に係る一部変更について」は、専門家検討会の審査を要しない発散防止抑制措置に用いる装置が満たすべき技術的事項等を示した。

## ● 粉じん障害防止総合対策等

2018年2月9日に、2018～2022年度を対象期間とする第9次粉じん障害防止総合対策計画が策定され、重点事項(事業者が重点的に講ずべき措置)として以下が掲げられている。

- ① 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策(呼吸用保護具の使用義務の徹底)
- ② ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策(ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく電動ファン付き呼吸用保護具使用の徹底等)
- ③ 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進(電動ファン付き呼吸用保護具使用の活用)
- ④ じん肺健康診断の着実な実施(健康管理教育ガイドラインの活用も)

- ⑤ 離職後の健康管理の推進（離職するじん肺有所見者のためのガイドブックの活用）
- ⑥ その他地域の実情に即した事項（アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業、金属等の研磨作業など）

鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（同前）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業等についても、粉じんばく露濃度が管理濃度を超える割合が高いことが認められたことから、粉じん別別表第1及びじん肺別別表に定める粉じん作業の範囲並びに粉じん別別表第3に定める呼吸用保護具の使用が必要な作業の範囲が拡大され、2017年6月1日から施行されている。

2017年6月21日には基発0621第32号「ずい道等建設工事における『換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法』等の一部改正について」が示されている。

### ● 特定の吸入性有機粉じん等による肺疾患

国内の製造事業場において、複数の労働者に肺組織の繊維化、間質性肺炎、肺気腫、気胸等の肺疾患が発症している事案が明らかになったとして、架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんによる肺疾患を防止するため、曝露防止措置や健康管理措置を講じることが、2017年4月28日付け基安発0428第2号によって示された。同日、「有機粉じんによる肺疾患の防止について関係労働局に指示しました」という報道発表も行われた。2017年10月24日には基安発1024第1号「粉状物質の有害性情報の伝達による健康障害防止のための取組について」も示されている。

### ● アスベスト対策

2017年5月31日付け基安化発0531第1号「石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等について」-環境省通知を紹介するとともに、建築物等に吹付け工法により施工されたものは、使用目的その他の条件を問わず、石綿障害予防規則の「吹き付けられた石綿等」に該当するが、石綿含有建築用仕上塗材の

除去等を行う際には、「吹き付けられた石綿等」が否かにかかわらず、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルにも留意しつつ、除去時等の石綿発散の程度等に応じた適切なばく露防止対策を講じること、剥離剤については、中毒による労働災害も散見されるところであり、化学物質の代替に当たっては、中毒をはじめとした労働災害を防止するため、危険有害性が不明な化学物質を危険有害性が低いものとして扱うことは避け、危険有害性が相対的に低いことが明らかな化学物質を選択するとともに、いずれの化学物質を使用する場合も、危険及び健康障害を防止するため、リスクに応じて必要な対策を講じるよう、指導を指示。2018年1月29日にも基安化発0129第1号「石綿含有建築用仕上塗材の石綿則等の適用について」が示されている。

2017年6月9日付け基安化発0609第1号「建築物等から除去した石綿含有廃棄物の包装等の徹底について」-地震被災地でフレキシブルコンテナバッグが破れていたり、石綿等がこぼれ落ちる等の事例も見られることを指摘して、対策を指示。

2017年10月31日付け基安化発1031第3号「解体等作業における石綿対策における労働行政と地方公共団体との連携事例等について（情報提供）」。

2017年12月7日付け基安化発1207第2号「工業製品等における石綿含有製品等の把握の徹底について」-鉄道事業者の事例から。

2017年12月7日付け基安化発1207第4号「事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案について」。

2018年4月13日付け基安化発0413第2号等「蛇紋岩等の取扱い作業における石綿粉じん等に関する留意点について」-岩石の破碎等を行う事業者等においては、それに伴って石綿の粉じんが発生するおそれがあることが、必ずしも十分に認識されていないことを指摘。

2018年4月20日付け基安化発0420第1号「建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について」。2018年度には、厚生労働省において石綿則及び環境省において大気汚染防止法の見直しが予定されている。

## ● 原子力災害関係等

東電福島第一原子力発電所については、今後、燃料取り出し等高線量下における作業等、廃炉に向けた作業が続くことから、安全管理体制の確立、被ばく線量管理、健康管理等に関し、引き続き的確な監督指導等を実施することとされている。

2018年1月30日には、2018年2月から2022年1月までの3か月ごとの期間について、土壌等の放射能濃度の簡易測定に関する係数を追記するなどの内容の、基発0130第2号「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について」が示された。

なお、2017年4月18日基安発0418第5号「放射線業務における眼の水晶体の被ばくに係る放射線障害防止対策について」も出されている。

## 5. 労災補償対策

### ● 労災保険特別加入制度の改正

2018年4月1日より、①家事支援従事者の特別加入対象への追加（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の改正）、②特定農作業従事者及び指定農業機械作業従事者に係る補償範囲の拡大（昭和40年12月6日付け基発第1591号の改正）の2点の制度改正が行われている。

### ● じん肺管理区分処分決定遺族審査請求

厚生労働省は2017年4月7日「じん肺管理区分処分取消等請求訴訟（最高裁判決）について」公表した。4月6日の判決は、じん肺管理区分決定が管理1に該当する旨の決定を受けた労働者等が当該決定の取消しを求める訴訟の係属中に死亡した場合、当該訴訟は当該労働者等の死亡によって当然に終了するものではなく、当該労働者等のじん肺に係る未支給の労災保険給付を請求することができる労災保険法11条1項所定の遺族においてこれを承継すべきものと解するのが相当であるとした。その上で、本件上告人らが、死亡した元労働者である亡原告のじん肺に係る未支給

の労災保険給付を請求することができる遺族に該当するか否か等について、さらに審査を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととされた。

2018年3月19日には、労働衛生課事務連絡「じん肺管理区分決定処分に対する遺族からの審査請求について」が示されている。

### ● 労災補償関係通達

2017年度には、2017年6月26日付け基補発0626第1号「定年退職後同一企業に再雇用された労働者が再雇用後に石綿関連疾患等の遅発性疾病を発病した場合の給付基礎日額の算定について」、2017年8月18日付け補償課事務連絡「第三者行為災害の求償事務に係るチェックシートの活用等について」、2017年10月31日付け補償課長補佐（医療福祉担当）事務連絡号「中皮腫の診療のための通院費の支給に当たって留意すべき事項」、2018年3月27日付け基発0327第3号「第三者行為災害事務取扱手引の改正について」等が示されている。

### ● 廃炉等作業員の健康支援相談員

2017年9月22日付け基補発0922第1号「東京電力福島第一原子力発電所での廃炉等作業に従事する作業員に対する二次健康診断等給付の取扱いについて」では、廃炉等作業員の健康支援相談における相談員の医師の要件が示された。

### ● 電離放射線障害の業務上外検討会

厚生労働省の電離放射線障害の業務上外に関する検討会は、2017年10月27日には「肝がんと放射線被ばくに関する医学的知見」、2018年6月27日には「膵がんと放射線被ばくに関する医学的知見」を公表した。

### ● 介護（補償）給付に関する状況調査

全国脊髄損傷者連合会の重なる見直し要請を受けて厚生労働省は2017年に「労災保険の介護（補償）給付に関する状況調査」が実施した。結果を踏まえた見直しが期待されている。



## 労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度 /年	労災保険適用 事業場数	労災保険適用 労働者数	死亡災害 発生状況	死傷災害発生 状況(休業4 (8)日以上)	労災保険新 規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償) 年金新規 受給者数	障害・傷病 新規受給者 数合計
						新規受 給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	53,085	49,003	4,082	2,415	55,500
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005	2,630,805	49,184,518	1,514	120,354	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503
2006	2,642,570	50,707,376	1,472	121,378	606,645	25,188	22,787	2,401	551	25,739
2007	2,642,607	51,313,223	1,357	121,356	607,348	25,236	22,811	2,425	635	25,871
2008	2,632,696	52,418,376	1,268	119,291	604,139	24,702	22,404	2,298	782	25,484
2009	2,621,343	52,788,681	1,075	105,718	534,623	24,127	21,813	2,314	578	24,705
2010	2,622,356	52,487,983	1,195	107,759	574,958	22,663	20,487	2,176	651	23,314
2011	2,627,669	52,741,870	1,024	111,349	614,914	22,075	19,967	2,108	547	22,622
2012	2,645,473	53,236,873	1,093	119,576	606,886	22,408	20,377	2,031	547	22,955
2013	2,676,910	54,294,921	1,030	118,157	602,927	22,326	20,265	2,061	429	22,755
2014	2,707,702	55,408,173	1,057	119,535	619,599	22,381	20,381	2,000	471	22,852
2015	2,746,576	56,293,670	972	116,311	618,149	21,885	19,980	1,905	469	22,354
2016	2,787,965	57,484,440	928	117,910	626,526	21,014	19,102	1,912	410	21,424
2017			978	120,460						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は暦年。それ以外は年度で、業務災害及び通勤災害を含む。  
「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。  
「死傷災害発生状況」は、2011年以前は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)、2012年以降は労働者死傷病報告による。  
1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人、を含んでいない。  
2011年の「死亡災害発生状況」「死傷災害発生状況」には、東日本大震災による1,314人、2,827人を含んでいない。

年度 /年	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受 給者数	一時金	年金			計	傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
								じん肺	せき損	その他		
1947	1,248	1,245	1,245									
1950	4,412	4,585	4,585									
1955	5,010	5,107	5,107									
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1982	4,146	4,984	746	4,238	10,735	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540
1983	3,893	4,680	638	4,042	10,269	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286
1984	3,839	4,808	698	4,110	10,236	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739
2006	4,017	5,973	1,091	4,882	7,834	223,240	10,581	6,564	2,301	1,716	96,733	115,926
2007	3,865	4,837	940	3,897	6,957	223,735	10,103	6,140	2,263	1,700	96,512	117,120
2008	3,703	4,222	926	3,556	6,376	223,592	9,785	5,890	2,199	1,696	95,989	117,818
2009	3,591	4,124	941	3,444	6,075	223,139	9,316	5,415	2,173	1,728	95,610	118,213
2010	3,621	4,262	895	3,367	6,194	222,280	8,929	5,097	2,119	1,713	94,914	118,437
2011	5,509	6,057	1,348	4,709	7,364	222,192	8,412	4,688	2,050	1,674	94,094	119,686
2012	3,552	4,519	980	3,539	6,117	220,592	7,897	4,261	1,994	1,642	93,072	119,623
2013	3,317	4,020	923	3,097	5,587	218,434	7,399	3,879	1,943	1,577	92,003	119,032
2014	3,462	3,965	960	3,005	5,476	216,226	6,942	3,473	1,883	1,586	90,926	118,358
2015	3,046	3,722	852	2,870	5,244	213,822	6,524	3,144	1,841	1,539	89,787	117,511
2016	2,993	3,653	893	2,760	5,082	210,810	6,079	2,773	1,772	1,534	88,460	116,271
2017												

注) 遺族(補償)年金新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計  
 障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。  
 傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補償へ移行した者の件数である。  
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表2-1 業務上疾病の発生状況

号	一			二			三			四			五		
	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病(がんを除く)―有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病―腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病(がんを除く)―労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病―じん肺及びその合併症		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
2005	5,829	4,660	1,169	459	649	-190	425	1,223	-798	315	209	106	767	1,172	-405
2006	5,962	5,051	911	487	619	-132	432	1,449	-1,017	332	298	34	765	1,165	-400
2007	6,252	5,094	1,158	552	747	-195	518	1,494	-976	270	204	66	640	1,032	-392
2008	6,625	5,075	1,550	502	609	-107	490	1,465	-975	231	215	16	587	850	-263
2009	5,721	4,457	1,264	328	479	-151	388	1,223	-835	200	195	5	531	812	-281
2010	5,819	4,620	1,199	865	932	-67	394	1,233	-839	232	219	13	516	800	-284
2011	5,654	4,516	1,138	651	774	-123	381	1,149	-768	267	244	23	439	712	-273
2012	5,688	4,412	1,276	684	797	-113	372	1,193	-821	216	237	-21	361	581	-220
2013	5,253	4,261	992	785	879	-94	346	1,221	-875	221	218	3	334	448	-114
2014	5,445	4,511	934	665	708	-43	420	1,406	-986	205	228	-23	263	438	-175
2015	5,339	4,204	1,135	695	692	3	419	1,323	-904	256	192	64	251	329	-78
2016	5,598	4,127	1,471	704	731	-27	312	1,308	-996	225	191	34	210	321	-111
合計	293,735	240,869	52,866	27,907	30,318	-2,411	17,365	55,489	-38,124	13,229	9,704	3,525	42,739	45,591	-2,852

注) 各号の左欄の数字は、厚生労働省「業務上疾病発生状況」から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のも、当該年(暦年)中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したものと説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの。厚生労働省労働

号 分類	六 細菌、ウイルス等の 病原体による疾病			七 がん原性物質若しくは がん原性因子又はがん 原性工程における業務 による疾病			八・九・十・十一 その他業務に起因する ことの明らかな疾病等			二～十一 職業性疾病 (二号から十一号 までの小計)			一～十一 計		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	95	-92	60	533	-473	2,225	4,396	-2,171	7,502	9,046	-1,544
2003	132	136	-4	2	143	-141	48	434	-386	2,194	4,163	-1,969	8,055	8,810	-755
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
2005	248	158	90	5	732	-727	178	461	-283	2,397	4,604	-2,207	8,226	9,264	-1,038
2006	241	214	27	1	1,810	-1,809	149	565	-416	2,407	6,120	-3,713	8,369	11,171	-2,802
2007	257	200	57	9	1,021	-1,012	186	664	-478	2,432	5,362	-2,930	8,684	10,456	-1,772
2008	207	205	2	10	1,080	-1,070	222	649	-427	2,249	5,073	-2,824	8,874	10,148	-1,274
2009	137	133	4	10	1,033	-1,023	176	530	-354	1,770	4,405	-2,635	7,491	8,862	-1,371
2010	126	110	16	6	949	-943	153	594	-441	2,292	4,837	-2,545	8,111	9,457	-1,346
2011	160	189	-29	5	957	-952	222	635	-413	2,125	4,660	-2,535	7,779	9,176	-1,397
2012	186	155	31	4	954	-950	232	814	-582	2,055	4,731	-2,676	7,743	9,143	-1,400
2013	182	160	22	6	939	-933	183	746	-563	2,057	4,611	-2,554	7,310	8,872	-1,562
2014	202	142	60	6	933	-927	209	775	-566	1,970	4,630	-2,660	7,415	9,141	-1,726
2015	201	186	15	3	922	-919	204	726	-522	2,029	4,370	-2,341	7,368	8,574	-1,206
2016	125	129	-4	3	946	-943	184	759	-575	1,763	4,385	-2,622	7,361	8,512	-1,151
合計	4,591	6,202	-1,611	148	14,137	-13,989	3,033	14,828	-11,795	109,012	176,269	-67,257	402,747	417,138	-14,391

基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。  
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表2-2 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

分類	三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	三-1			三-2			三-3			三-4			三-5		
	重激な業務による筋肉、 腱、骨若しくは関節の 疾患又は内臓脱			重量物を取り扱う業務、 腰部に過度の負担を与 える不自然な作業姿勢に より行う業務その他腰部 に過度の負担のかかる 業務による腰痛 (非災害性腰痛)			さく岩機、チェーンソー等 の機械器具の使用により 身体に振動を与える業務 による手指、前腕等の末 梢循環障害、末梢神経 障害又は運動機能障害 (振動障害)			電話交換の業務その他 上肢に過度の負担のか かる業務による手指の痙 攣、手指、前腕等の腱、 腱鞘若しくは腱周囲の 炎症又は頸肩腕症候群 (頸肩腕症候群等)			1から4までに掲げるもの のほか、これらの疾病に付 随する疾病その他身体に 過度の負担のかかる作業 態様の業務に起因する ことの明らかな疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1986	61	303	-242	247	56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5
1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29
1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7
1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9
1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7
1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7
1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1
1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1
1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0
1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10
1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16
1997	95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	23	-11
1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10
1999	146	286	-140	73	27	46	6	912	-906	92	496	-404	40	6	34
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47
2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
2005	105	133	-28	55	45	10	4	317	-313	180	711	-531	81	17	64
2006	92	126	-34	31	71	-40	6	308	-302	233	924	-691	70	20	50
2007	119	160	-41	57	63	-6	5	315	-310	245	940	-695	92	16	76
2008	89	137	-48	47	72	-25	3	251	-248	246	986	-740	105	19	86
2009	109	136	-27	54	81	-27	3	267	-264	163	726	-563	59	13	46
2010	117	174	-57	58	79	-21	5	263	-258	141	707	-566	73	10	63
2011	87	172	-85	56	40	16	4	272	-268	161	659	-498	73	6	67
2012	90	196	-106	43	53	-10	9	296	-287	139	641	-502	91	7	84
2013	86	206	-120	50	28	22	2	306	-304	140	673	-533	68	8	60
2014	124	244	-120	41	52	-11	3	281	-278	168	823	-655	84	6	78
2015	125	214	-89	29	39	-10	5	276	-271	182	787	-605	78	7	71
2016	75	189	-114	29	49	-20	2	286	-284	153	780	-627	53	4	49
合計	3,041	7,395	-4,354	3,336	1,506	1,830	469	14,842	-14,373	4,249	16,180	-11,931	1,510	485	1,025

注) 表2-1の注に同じ。

表2-3 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	一 業務上の負傷に起因する疾病						二 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	一-1			一-2			二-1			二-2			二-3		
	負傷による腰痛			一-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	4,559	3,061	1,498	829	1,597	-768	7	5	2	3	3	0	10	18	-8
2000	4,622	2,749	1,873	783	1,595	-812	5	9	-4	3	3	0	7	14	-7
2001	4,793	3,106	1,687	859	1,494	-635	6	7	-1	1	0	1	5	11	-6
2002	4,334	3,170	1,164	943	1,480	-537	5	4	1	0	1	-1	3	16	-13
2003	4,765	3,280	1,485	1,096	1,367	-271	8	9	-1	0	3	-3	8	15	-7
2004	4,377	3,158	1,219	993	1,372	-379	7	6	1	0	2	-2	11	21	-10
2005	4,840	3,271	1,569	989	1,389	-400	7	10	-3	0	0	0	16	24	-8
2006	4,889	3,506	1,383	1,073	1,545	-472	6	3	3	0	0	0	20	25	-5
2007	5,230	3,727	1,503	1,022	1,367	-345	9	5	4	0	0	0	18	25	-7
2008	5,509	3,736	1,773	1,116	1,339	-223	7	11	-4	1	0	1	6	20	-14
2009	4,816	3,280	1,536	905	1,177	-272	9	11	-2	1	1	0	3	19	-16
2010	4,960	3,361	1,599	859	1,259	-400	8	9	-1	0	2	-2	10	19	-9
2011	4,766	3,190	1,576	888	1,326	-438	3	11	-8	0	2	-2	12	22	-10
2012	4,789	3,148	1,641	899	1,264	-365	6	20	-14	0	3	-3	11	31	-20
2013	4,388	3,008	1,380	865	1,253	-388	9	11	-2	0	0	0	21	16	5
2014	4,583	3,170	1,413	862	1,341	-479	3	5	-2	1	1	0	13	23	-10
2015	4,521	2,950	1,571	818	1,254	-436	5	10	-5	0	0	0	15	23	-8
2016	4,722	2,894	1,828	876	1,233	-357	9	10	-1	0	0	0	10	26	-16

分類	二 物理的因子による疾病(がんを除く)									四 化学物質等による疾病(がんを除く)					
	二-4			二-5			二-6			四-1			四-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			二-1～二-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			四-1以外の「化学物質等による疾病」		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	332	157	175	8	499	-491	35	2	33	9	18	-9	229	182	47
2000	419	176	243	13	515	-502	14	1	13	21	25	-4	302	202	100
2001	478	272	206	9	532	-523	18	2	16	15	13	2	254	141	113
2002	407	235	172	9	498	-489	19	0	19	10	17	-7	287	186	101
2003	394	218	176	8	481	-473	29	4	25	5	8	-3	311	188	123
2004	467	277	190	9	453	-444	19	7	12	11	19	-8	284	199	85
2005	397	236	161	10	377	-367	29	2	27	9	27	-18	306	181	125
2006	422	273	149	12	314	-302	27	4	23	12	38	-26	320	260	60
2007	474	337	137	9	374	-365	42	6	36	12	13	-1	258	191	67
2008	463	278	185	9	295	-286	16	5	11	11	11	0	220	194	26
2009	288	169	119	10	276	-266	17	3	14	9	10	-1	191	185	6
2010	816	584	232	9	315	-306	22	3	19	4	10	-6	228	209	19
2011	606	441	165	8	297	-289	22	1	21	10	6	4	257	238	19
2012	631	412	219	10	328	-318	26	3	23	12	11	1	204	226	-22
2013	724	485	239	4	365	-361	27	2	25	16	4	12	206	214	-8
2014	619	392	227	6	287	-281	23	0	23	4	12	-8	201	216	-15
2015	642	366	276	7	291	-284	26	2	24	9	4	5	247	188	59
2016	650	429	221	6	265	-259	29	1	28	12	14	-2	213	177	36

注) 表2-1の注に同じ。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表3-1 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1972		10,692,430	547,896	5.1%	49	20,833	390,874	32,049	8.2%
1973		10,588,390	595,590	5.6%	51	22,998	422,076	25,123	6.0%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	81,986	1,661,201	101,039	6.1%
2005	97,238	12,099,886	5,855,413	48.4%	72	85,938	1,739,513	107,777	6.2%
2006	101,294	12,547,368	6,162,931	49.1%	72	88,577	1,883,529	114,142	6.1%
2007	104,177	12,796,048	6,385,219	49.9%	72	88,556	1,955,230	123,809	6.3%
2008	112,180	14,005,978	7,181,567	51.3%	72	91,016	2,099,488	135,540	6.5%
2009	105,476	12,995,607	6,799,421	52.3%	72	86,879	1,985,552	122,841	6.2%
2010	116,780	14,539,258	7,629,997	52.5%	72	92,879	2,138,360	134,272	6.3%
2011	108,525	13,121,381	6,913,366	52.7%	72	90,217	2,093,544	129,499	6.2%
2012	110,104	13,096,696	6,900,380	52.7%	72	92,394	2,101,445	131,454	6.3%
2013	112,328	13,262,069	7,031,313	53.0%	72	101,452	2,229,617	134,434	6.0%
2014	114,982	13,492,886	7,183,780	53.2%	72	110,489	2,347,420	135,678	5.8%
2015	115,806	13,476,904	7,222,817	53.6%	72	125,713	2,523,247	143,824	5.7%
2016	118,031	13,650,292	7,338,890	53.8%	72	140,351	2,715,575	154,762	5.7%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。  
 1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。  
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

年度	じん肺健康診断							合併症 り患者数	有所見率
	受診 労働者数	管理1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見者合計			
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%	
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%	
1972	186,632	12,705	4,729	998	301	18,733		10.0%	
1973	210,758	11,304	4,779	1,092	274	17,449		8.3%	
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%	
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%	
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%	
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%	
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%	
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%	
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%	
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%	
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%	
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%	
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%	
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%	
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%	
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%	
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%	
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%	
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%	
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%	
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%	
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%	
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%	
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%	
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%	
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%	
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%	
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%	
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%	
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%	
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%	
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%	
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%	
2005	196,841		5,245	713	14	5,972	7	3.0%	
2006	225,183		5,167	729	12	5,908	10	2.6%	
2007	224,651		4,637	620	7	5,264	7	2.3%	
2008	244,993		4,146	592	14	4,752	4	1.9%	
2009	213,784		3,951	494	10	4,455	4	2.1%	
2010	243,636		3,445	459	11	3,915	9	1.6%	
2011	234,477		2,843	378	14	3,235	6	1.4%	
2012	235,923		2,633	324	8	2,965	7	1.3%	
2013	243,740		2,186	295	12	2,493	5	1.0%	
2014	251,730		1,967	246	12	2,225	1	0.9%	
2015	249,759		1,691	229	15	1,935	3	0.8%	
2016	269,763		1,573	221	13	1,807	2	0.7%	

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。  
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

## 労働安全衛生をめぐる状況

表3-2 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

(%)

年度	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	聴力 (その他)	胸部X 線検査	喀痰 検査	血圧	貧血 検査	肝機能 検査	血中脂 質検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電図 検査	有所見 者率
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
2005	3.7	8.2		3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4
2006	3.6	8.2		3.9	1.8	12.5	6.9	15.1	30.1	8.4	2.9	3.7	9.1	49.1
2007	3.6	8.1		4.0	2.0	12.7	7.0	15.1	30.8	8.4	2.8	4.0	9.2	49.9
2008	3.6	7.9		4.1	2.0	13.8	7.4	15.3	31.7	9.5	2.7	4.1	9.3	51.3
2009	3.6	7.9		4.2	1.8	14.2	7.6	15.5	32.6	10.0	2.7	4.2	9.7	52.3
2010	3.6	7.6		4.4	2.0	14.3	7.6	15.4	32.1	10.3	2.6	4.4	9.7	52.5
2011	3.6	7.7		4.3	1.7	14.5	7.6	15.6	32.2	10.4	2.7	4.2	9.7	52.7
2012	3.6	7.7		4.3	2.2	14.5	7.4	15.1	32.4	10.2	2.5	4.2	9.6	52.7
2013	3.6	7.6		4.2	1.9	14.7	7.5	14.8	32.6	10.2	2.5	4.2	9.7	53.0
2014	3.6	7.5		4.2	1.9	15.1	7.4	14.6	32.7	10.4	2.5	4.2	9.7	53.2
2015	3.5	7.4		4.2	1.8	15.2	7.6	14.7	32.6	10.9	2.5	4.3	9.8	53.6
2016	3.6	7.4		4.2	1.8	15.4	7.8	15.0	32.2	11.0	2.7	4.3	9.9	53.8

注) 「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値である。

### 全国安全センター情報公開推進局

<http://www.joshrc.org/~open/>

### いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター(IMC)

<http://ijimemental.web.fc2.com/>

<http://ijimemakenai.blog84.fc2.com/> <http://d.hatena.ne.jp/yokito5656/>

表4 業務上疾病の新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2012	2013	2014	2015	2016
一			業務上の負傷に起因する疾病	4,412	4,261	4,511	4,204	4,127
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	462	486	508	485	459
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	62	55	58	59	49
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	171	161	160	148	178
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	3,148	3,008	3,170	2,950	2,894
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	69	64	81	64	68
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	127	119	160	123	154
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	308	321	321	307	271
	08		爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	40	36	37	34	36
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	25	11	16	34	18
二			物理的因子による次に掲げる疾病	797	879	708	692	731
			(有害光線による疾病)					
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	13	5	3	7	7
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	4	4	1	2	1
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	3	2		1	2
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患			1		
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	3		1		
			(皮膚障害)					
			(白内障)					
			(急性放射線症)					
			(再生不良性貧血)					
			(造血器障害)					
			(異常気圧による疾病)					
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	17	7	12	8	10
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	14	9	11	15	16
			(異常温度条件による疾病)					
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	349	427	332	323	373
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	22	30	22	10	31
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	41	28	38	33	25
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	328	365	287	291	265
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	1				
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	2	2		2	1
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,193	1,221	1,406	1,323	1,308
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	196	206	244	214	189
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	53	28	52	39	49
3	03		さく岩機、鉦打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	296	306	281	276	286
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	641	673	823	787	780
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	7	8	6	7	4

# 労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	年度				
大	小 CODE		2012	2013	2014	2015	2016
四		化学物質等による次に掲げる疾病	237	218	228	192	191
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの（内訳は表6参照）	74	69	82	78	70
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	1	2		1	
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	2			1	
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	12	15	11	16	17
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	5	4	5	3	4
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	2	2	2	3	1
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	14	7	13	6	11
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	84	97	82	67	55
	08	（良性石綿胸水）	(45)	(44)	(32)	(20)	(20)
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(39)	(53)	(50)	(47)	(35)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	11	4	12	4	14
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	32	18	21	13	19
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	581	448	438	329	321
	01	（管理4）	(146)	(117)	(132)	(85)	(102)
	02	（肺結核）	(16)	(11)	(7)	(4)	(2)
	03	（結核性胸膜炎）	(1)		(3)		
	04	（続発性気管支炎）	(321)	(254)	(208)	(179)	(149)
	05	（続発性気管支拡張症）	(1)	(1)	(2)	(2)	(3)
	06	（続発性気胸）	(23)	(17)	(21)	(15)	(17)
	07	（原発性肺がん）	(73)	(48)	(65)	(44)	(48)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	155	160	142	186	129
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	118	119	103	127	101
	01	（患者の診療の業務）	(17)	(15)	(10)	(11)	(9)
	02	（患者の看護の業務）	(45)	(39)	(35)	(46)	(37)
	03	（介護の業務）	(47)	(62)	(55)	(65)	(51)
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）	(9)	(3)	(3)	(5)	(4)
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	5	2	3	4	2
3	06	湿潤地における業務によるウイルス病等のレプトスピラ症	1	3	3	4	2
4	07	屋外における業務による恙虫病	12	14	15	15	10
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	19	22	18	36	14
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	954	939	933	922	946
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	3	1	2	8	2
2	02	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	1		1	5	4
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん					
7	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					

分類 大 小	CODE	疾病分類項目	年度				
			2012	2013	2014	2015	2016
8		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	924	910	920	902	926
	07	(石綿に曝される業務による肺がん)	(402)	(382)	(391)	(363)	(386)
	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(522)	(528)	(529)	(539)	(540)
9	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病					
10	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん		1			
13		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	1	2	1	1	2
	12	(白血病)		(1)		(1)	(1)
	13	(肺がん)					
	14	(皮膚がん)			(1)		
	15	(骨肉腫)					
	16	(甲状腺がん)					(1)
	17	(多発性骨髄腫)					
	18	(非ホジキンリンパ腫)	(1)	(1)			
14	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
15	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
16	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	6	10	1	4	2
17	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	3	2			
18	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
19	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん					
20	25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん			1		1
6	26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん				1	
11	27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん		10	6	1	1
12	28	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん		3	1		1
21	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	16				7
八	01	長期間にわたる長時間の業務その他血管変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	338	306	277	251	260
		(脳血管疾患)	(211)	(182)	(166)	(162)	(154)
		(虚血性心疾患等)	(127)	(124)	(111)	(89)	(106)
九	01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	475	436	497	472	498
十		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	2	1	2	1
	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患		(1)	(1)	(1)	(1)
	02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん					
	03	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍		(1)		(1)	
十一	01	その他業務に起因することの明らかな疾病	1	2	0	1	0
		[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行					
		[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行					
		[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行					
合計			9,143	8,872	9,141	8,574	8,512
A: 具体的列举規定に係る業務上疾病の合計			9,066	8,820	9,096	8,515	8,467
B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計			77	52	45	59	45
A/(A+B)			99.2%	99.4%	99.5%	99.3%	99.5%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上かけて複合的な疾病が発生した場合、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

## 労働安全衛生をめぐる状況

表5 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(判明しているもの)

分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	2014(平成26)年度			2015(平成27)年度			2016(平成28)年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
2	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	136	52	79	107	39	58	139	49	91
4	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	1,176	823	300	1,199	787	297	1,127	780	347
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,057	935	110	1,060	941	105	1,050	946	65
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	3	2	1	7	8	0	2	2	0
2	ペーターナフタルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	1	0	3	5	0	4	4	0
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	ペリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	1	2	0	0	0
7	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	石棉にさらされる業務による肺がん	561	529	27	561	529	27	595	540	12
9	石棉にさらされる業務中皮腫	465	391	52	465	391	52	427	386	44
10	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	1	0	0	0	0	0	0
11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	1	0	0	0	0	0	0	0
12	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	10	6	1	3	1	5	1	1	0
13	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん	9	3	7	3	0	10	6	1	4
14	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	2	0	0	0	1	0	3	2	0
15	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	3	1	0	6	4	1	2	2	0
18	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	1	0	0	0	0	0
19	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	1	0	0	1	0	3	1	1
22	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	2	0	21	11	0	8	7	7	4
	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	1	0	0	1	0	0	0	0
	非災害性脳血管疾患	475	166	221	502	162	246	518	154	274
	非災害性虚血性心疾患等	288	111	139	293	89	174	307	106	146
	精神障害等	1,456	497	810	1,515	472	834	1,586	498	857
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	4,588	2,585	1,659	4,676	2,491	1,714	4,727	2,533	1,780
		救済率①	救済率②	救済率①	救済率②	救済率①	救済率②			
		56.3%	60.9%	53.3%	59.2%	53.6%	58.7%			

表6 化学物質による業務上疾病(第四号1)の内訳別新規支給決定件数

大	小	分類	疾病分類項目	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	1996～ 合計
		CODE												
四	1	枝番	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	90	73	71	72	79	74	69	82	79	70	1,901
		1	アンモニア	1	3	1		4	2	1	1	4	1	38
		2	塩酸(塩化水素を含む)	7	3	4	2		2	2	3	1	6	61
		3	硝酸	2	1	1			2		1			36
		4	水酸化カリウム		4		3	3	1	2	2			24
		5	水酸化ナトリウム	11	5	13	8	6	7	10	7	8	5	185
		6	水酸化リチウム											0
		7	弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ)	3	3	2	2		1	1	3	3	3	64
		8	硫酸	2	1	2	1	1	2		1	1	1	33
		9	亜鉛等の金属ヒューム		3		2	2	2			1	1	39
		10	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ)											0
		11	アンチモン及びその化合物											0
		12	塩化亜鉛					1						9
		13	塩化白金酸及びその化合物											0
		14	カドミウム及びその化合物											0
		15	クロム及びその化合物			1	1	3		2	2	1		24
		16	コバルト及びその化合物	1							1			10
		17	四アルキル鉛化合物											0
		18	水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を含む)											12
		19	セレン及びその化合物(セレン化水素を除く)					1						2
		20	セレン化水素											1
		21	鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く)	5	1	1	4	4	3		2	1		38
		22	ニッケルカルボニル				2							4
		23	バナジウム及びその化合物			1								1
		24	砒化水素											2
		25	砒素及びその化合物(砒化水素を除く)			1								4
		26	ブチル錫	1								1		13
		27	ベリリウム及びその化合物			1					1	2		6
		28	マンガン及びその化合物	1						1		1		8
		29	塩素	2	5	6	4	2	8	2	5	2	5	95
		30	臭素			1			1					9
		31	弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く)	1	3		1		1					16
		32	沃素											0
		33	一酸化炭素	13	19	16	19	21	24	22	28	24	27	458
		34	黄りん											0
		35	カルシウムシアナミド											1
		36	シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物				1				1			8
		37*	二酸化硫黄		2					1				7
		38	二酸化窒素	1			1	1			1	2	1	26
		39	二酸化炭素	3				1						8
		40	ヒドラジン					1						6
		41	ホスゲン		2			1					1	6
		42	ホスフィン											1
		43	硫化水素	1	1		2	4	1	7	8	3	3	71
		44	塩化ビニル								1			1

## 労働安全衛生をめぐる状況

大	小	分類	疾病分類項目	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	1996～ 合計
		CODE												
		45	塩化メチル											0
		46	クロロブレン	1										1
		47*	クロロホルム											5
		48*	四塩化炭素											2
		49*	1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)											0
		50*	1,2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)											1
		51*	ジクロロメタン		2	2		2	1	1				22
		52	臭化エチル											1
		53	臭化メチル					1	2					19
		54*	1・1・2・2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)											0
		55*	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)	1										3
		56*	1・1・1-トリクロロエタン											5
		57*	1・1・2-トリクロロエタン											0
		58*	トリクロロエチレン		1			1	1	2	1	1		14
		59*	ノルマルヘキサン	2	1			1						11
		60	沃化メチル			1								1
		61	アクリル酸エチル				1							1
		62	アクリル酸ブチル											0
		63	アクロレイン											1
		64*	アセトン	1	1	1	1	2		2	1			21
		65*	イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)											2
		66*	エチルエーテル											1
		67	エチレンクロロヒドリン											0
		68*	エチレンジクロロモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)											1
		69*	酢酸アミル											0
		70*	酢酸エチル	2			1			1				7
		71*	酢酸ブチル											3
		72*	酢酸プロピル											2
		73*	酢酸メチル											0
		74	2-シアノアクリル酸メチル											0
		75	ニトログリコール											2
		76	ニトログリセリン											0
		77	2-ヒドロキシエチルメタクリレート			1								2
		78	ホルムアルデヒド					1		1	2	1	1	18
		79	メタクリル酸メチル											1
		80*	メチルアルコール			1		1	1					15
		81	メチルブチルケトン											2
		82*	硫酸ジメチル	1										4
		83	アクリルアミド				1							2
		84	アクリルニトリル				1	1				1		4
		85	エチレンジイミン			1								5
		86	エチレンジアミン											4
		87	エピクロロヒドリン	1										9
		88	酸化エチレン			1		1				1		12
		89	ジアゾメタン											0
		90	ジメチルアセトアミド						1					4
		91*	ジメチルホルムアミド	4		1			1	1		1		23
		92	ヘキサメチレンジイソシアネート			1				1	2			5

分類		疾病分類項目	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	1996～ 合計
大	小												
		93 無水マレイン酸											2
		94 イソホロンジイソシアネート											2
		95* シクロヘキサノール											1
		96* シクロヘキサン											2
		97 ジシクロヘキシルメタン-4'-4'-ジイソシアネート		1									5
		98* キシレン	5	1		1	3	3	3		2		47
		99* スチレン	1								1		6
		100* トルエン	6	3	5	6	2	4	4	3	7	6	122
		101 パラ-tert-ブチルフェノール											0
		102 ベンゼン			2		1						3
		103 塩素化ナフタリン											0
		104 塩素化ビフェニル(別名PCB)											0
		105* ベンゼンの塩化物				2				1	1		6
		106 アニシジン											3
		107 アニリン	1	1			1				1		7
		108 クロルジニトロベンゼン											0
		109 4'-4'-ジアミノジフェニルメタン											0
		110 ジニトロフェノール											1
		111 ジニトロベンゼン											0
		112 ジメチルアニリン											1
		113 トリニトロトルエン(別名TNT)			1								1
		114 2-4-6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テ トリル)											0
		115 トルイジン											0
		116 パラ-ニトロアニリン	4										4
		117 パラ-ニトロクロルベンゼン				1							3
		118 ニトロベンゼン	1						1				2
		119 パラ-フェニレンジアミン		2		1	1			2	3	1	21
		120 フェネチジン											0
		121* クレゾール											2
		122 クロルヘキシジン											0
		123 トリレンジイソシアネート(別名TDI)	2			1					1		14
		124 1-5-ナフチレンジイソシアネート										1	1
		125 ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂		2		1				1	1		13
		126 フェニルフェノール											0
		127 フェノール(別名石炭酸)			1					1			9
		128 オルト-フタロジニトリル											0
		129 ベンゾトリクロライド										1	1
		130 無水トリメリット酸											0
		131 無水フタル酸											0
		132 メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)	1	1				1				2	13
		133 4-メトキシフェノール										1	1
		134 りん酸トリ-オルト-クレジル					1						2
		135 レゾルシン											3
		136* 1-4-ジオキサン											0
		137* テトラヒドロフラン			1								3
		138 ピリジン											1

# 労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2015	1996～ 合計	
大	小 CODE													
	139	有機りん化合物（ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル（別名EDDP）、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S・（2-エチルチオエル）（別名エチルチオモン）、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル（別名ダイアジノン）、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタトリル（別名MEP）、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル（別名IBP）、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル（別名EPN）、りん酸2・2-ジクロルピニル=ジメチル（別名DDVP）及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル（別名プロバホス）		1		1	2	1				1	1	26
	140	カーバメート系化合物（メチルアルバミド酸オルト-セコンダリー-プロチルフェニル（別名BPMC）、メチルカルバミド酸メタ-トリル（別名MTMC）及びN-（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミド酸S-メチル（別名メソミル）	1					1						3
	141	2・4-ジクロルフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル（別名NIP）												0
	142	ジチオカーバメート系化合物（エチレンビス（ジチオカルバミド酸）亜鉛（別名ジネブ）及びエチレンビス（ジチオカルバミド酸）マンガ（別名マンネブ）										1		1
	143	N-(1・1・2・2-テトラクロルエチルチオ)-4-シクロヘキササン-1・2-ジカルボキシミド（別名ダイホルタン）												0
	144	トリクロルニトロメタン（別名クロルピクリン）										1		1
	145	二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ビピリジニウム（別名パラコート）					1							4
	146	パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロルフェニル=エーテル（別名CNP）												0
	147	プラストサイジンS												0
	148	6・7・8・9・10・10-ヘキサクロル-5・5a・6・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド（別名ベンゾエピン）												0
	149	ペンタクロルフェノール（別名PCP）												0
	150	モノフルオル酢酸ナトリウム												0
	151	硫酸ニコチン												0
	152	アジ化ナトリウム							1					1
	153	インジウム及びその化合物												0
	154	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル												0
	155	過酸化水素									1			1
	156	グルタルアルデヒド												0
	157	タリウム及びその化合物												0
	158	テトラメチルチウラムジスルフィド												0
	159	N-（トリクロロメチルチオ）-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド												0
	160	二亜硫酸ナトリウム												0
	161	ニッケル及びその化合物												0
	162	ヒドロキノン 皮膚障害												0
	163	1-プロモプロパン												0
	164	2-プロモプロパン												0
	165	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン												0
	166	ペルオキシ二硫酸アンモニウム												0
	167	ペルオキシ二硫酸カリウム												0
	168	ロジウム及びその化合物												0

注) \*: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。合計には1996～2003年度分も含まれている。  
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-1 傷病別長期療養者推移状況(2016年度)

区分	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度末療養中の内訳			
	前年度末療養中	新規該当者(再発を含む)	治ゆ又は中断者	死亡	傷病(補償)年金移行	本年度末療養中	1年以上1年6か月未満	1年6か月以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上
じん肺患者	7,321	305	63	560	129	6,874	94	116	227	6,437
せき髄損傷患者	400 (65)	408 (69)	385 (63)	8 (1)	55 (4)	380 (66)	145 (25)	68 (10)	74 (12)	93 (19)
外傷性の脳中枢損傷患者	734 (272)	550 (190)	535 (198)	11 (1)	64 (21)	674 (242)	197 (73)	120 (43)	154 (59)	203 (67)
頭頸部外傷症候群患者	459 (126)	402 (141)	400 (132)	4 (1)	11 (4)	446 (130)	136 (49)	80 (23)	97 (25)	133 (33)
頭肩腕症候群患者	163	65	67			161	20	16	20	105
腰痛患者	626	553	501	1		677	179	124	152	222
一酸化炭素中毒患者	5	4	3		1	5		1	2	2
振動障害患者	5,518	284	329	79	1	5,393	180	88	261	4,864
その他の患者	22,698 (4,063)	25,951 (4,859)	25,388 (4,936)	419 (3)	94 (12)	22,748 (3,971)	8,073 (1,665)	4,328 (779)	4,317 (800)	6,030 (727)
骨折	11,576 (2,964)	15,971 (3,794)	16,057 (3,840)	19 (1)	20 (7)	11,451 (2,910)	5,176 (1,332)	2,384 (569)	2,206 (583)	1,685 (421)
切断	487 (12)	683 (13)	659 (11)		1 (1)	510 (13)	205 (5)	109 (4)	98 (2)	98 (2)
関節の障害	2,915 (410)	3,560 (461)	3,502 (473)	2 (-)	2 (1)	2,969 (397)	1,056 (142)	660 (87)	662 (84)	591 (84)
打撲傷	1,202 (234)	1,397 (276)	1,381 (279)	5 (1)	8 (-)	1,205 (397)	437 (99)	259 (40)	234 (48)	275 (43)
創傷	785 (84)	1,224 (93)	1,204 (99)		1 (-)	804 (78)	307 (27)	161 (18)	165 (19)	171 (14)
その他	5,733 (359)	3,116 (222)	2,585 (234)	393 (1)	62 (3)	5,809 (343)	892 (60)	755 (61)	952 (59)	3,210 (163)
合計	37,924 (4,526)	28,522 (5,259)	27,651 (5,329)	1,082 (6)	355 (41)	37,358 (4,409)	9,024 (1,812)	4,941 (855)	5,304 (896)	18,089 (846)

注) ( )は通勤災害に係る件数で内数である。

厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-2 年度別・傷病別長期(1年以上)療養者数

年度	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頭肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者							合計
										骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	
2006	9,917	445	780	631	126	656	9	7,689	17,517	9,495	471	1,822	1,309	794	3,626	37,770
2007	9,869	439	743	567	153	713	8	7,363	17,512	9,040	464	1,934	1,285	801	3,988	37,367
2008	9,764	405	743	512	160	654	5	7,043	17,111	8,700	456	1,936	1,221	712	4,086	36,397
2009	9,498	367	716	506	158	672	5	6,723	16,915	8,459	457	1,971	1,180	719	4,129	35,560
2010	9,152	359	649	492	150	685	9	6,451	16,881	8,272	453	2,011	1,097	725	4,323	34,828
2011	9,122	362	645	492	150	694	9	6,449	16,949	8,301	454	2,001	1,104	728	4,361	34,872
2012	8,556	411	785	531	157	650	4	5,960	19,895	9,915	508	2,565	1,189	803	4,915	36,949
2013	8,182	373	792	513	153	615	5	5,750	21,025	10,506	498	2,767	1,231	808	5,215	37,408
2014	7,754	431	760	490	148	613	5	5,639	21,723	10,880	513	2,889	1,187	802	5,452	37,563
2015	7,321	400	734	459	163	626	4	5,518	22,693	11,570	487	2,915	1,203	785	5,733	37,918
2016	6,874	380	674	446	161	677	5	5,393	22,748	11,451	510	2,969	1,205	804	5,809	37,358

## 労働安全衛生をめぐる状況

表8 都道府県別の死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2016年度)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	137,601	2,017,597	77	6,613	33,305	1,037	912	125	59	1,096
青森	29,903	431,442	11	1,201	4,679	171	141	30	3	174
岩手	28,399	454,886	19	1,305	6,463	141	123	18	10	151
宮城	49,830	878,839	16	2,467	11,877	321	284	37	10	331
秋田	23,980	346,849	12	984	4,440	112	102	10	4	116
山形	26,404	384,746	7	1,126	6,289	121	109	12	4	125
福島	46,167	781,336	20	1,957	9,607	292	252	40	6	298
茨城	53,827	1,006,634	26	2,845	10,961	400	358	42	11	411
栃木	38,495	744,063	17	1,850	7,937	231	204	27	5	236
群馬	42,255	789,999	14	2,359	11,337	432	398	34	5	437
埼玉	104,811	2,144,096	32	5,754	34,330	785	695	90	7	792
千葉	89,975	1,795,284	36	5,092	25,340	659	575	84	8	667
東京	402,489	14,164,282	58	9,585	84,094	1,651	1,480	171	43	1,694
神奈川	139,038	2,955,988	28	6,598	38,486	1,157	1,048	109	11	1,168
新潟	55,973	920,609	22	2,363	13,054	364	340	24	10	374
富山	26,811	456,674	15	1,073	5,173	196	178	18	15	211
石川	27,882	467,825	9	987	5,603	152	141	11	4	156
福井	22,095	334,240	7	834	3,650	121	111	10	6	127
山梨	18,338	290,293	10	744	3,700	80	72	8	3	83
長野	50,001	814,958	16	1,965	10,018	263	224	39	6	269
岐阜	45,994	771,399	18	1,982	10,214	309	288	21	11	320
静岡	85,597	1,482,463	25	4,157	20,835	638	562	76	5	643
愛知	146,970	3,718,437	43	6,360	35,949	1,380	1,263	117	14	1,394
三重	38,734	667,971	18	2,071	9,594	436	408	28	3	439
滋賀	27,100	491,005	15	1,354	7,441	282	263	19	2	284
京都	58,124	1,042,924	8	2,296	12,342	645	606	39	3	648
大阪	216,885	4,852,610	51	8,125	46,199	2,121	1,977	144	16	2,137
兵庫	103,565	1,903,957	44	4,641	23,674	1,156	1,048	108	16	1,172
奈良	24,940	326,437	14	1,292	5,415	271	256	15	5	276
和歌山	26,354	314,544	14	1,073	4,811	225	205	20	4	229
鳥取	13,836	191,021	1	461	2,692	66	56	10		66
島根	18,254	248,045	8	689	3,660	73	68	5	3	76
岡山	43,879	771,056	14	1,821	9,167	419	384	35	22	441
広島	65,625	1,267,206	18	2,982	14,958	579	531	48	6	585
山口	32,018	544,649	22	1,308	6,156	274	245	29	12	286
徳島	17,989	252,182	10	807	3,313	204	198	6	6	210
香川	23,037	394,591	6	1,118	4,832	197	178	19	5	202
愛媛	34,756	512,515	19	1,452	6,194	324	298	26	4	328
高知	18,621	247,490	9	945	4,247	208	192	16	4	212
福岡	114,867	2,132,467	30	5,175	23,220	1,056	975	81	7	1,063
佐賀	17,907	291,337	9	1,089	4,303	156	146	10	1	157
長崎	32,027	442,776	13	1,459	5,869	213	199	14	10	223
熊本	41,454	603,364	16	1,929	7,789	240	228	12	7	247
大分	27,314	438,160	11	1,214	4,650	258	240	18	4	262
宮崎	26,856	357,281	15	1,332	6,059	250	228	22	3	253
鹿児島	37,907	551,592	20	1,985	7,950	225	196	29	4	229
沖縄	33,081	486,321	5	1,091	4,650	123	117	6	3	126
合計	2,787,965	57,484,440	928	117,910	626,526	21,014	19,102	1,912	410	21,424

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

都道府県	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受 給者数	一時金	年金			計	傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
								じん肺	せき損	その他		
北海道	283	330	90	240	424	14,618	531	399	62	70	5,343	8,744
青森	28	31	4	27	60	1,940	56	6	29	21	736	1,148
岩手	34	48	17	31	59	2,636	94	6	66	22	825	1,717
宮城	78	95	25	70	117	4,207	155	14	103	38	1,144	2,908
秋田	16	18	1	17	31	1,979	50	10	23	17	745	1,184
山形	30	37	10	27	43	1,883	77	34	28	15	716	1,090
福島	48	62	17	45	91	3,653	91	11	53	27	1,277	2,285
茨城	57	75	19	56	109	4,071	85	20	27	38	1,811	2,175
栃木	49	55	14	41	73	3,150	116	39	42	35	1,211	1,823
群馬	44	54	16	38	77	3,361	145	58	52	35	1,483	1,733
埼玉	85	119	31	88	185	6,613	90	11	35	44	3,395	3,128
千葉	93	116	33	83	175	6,339	115	5	47	63	3,071	3,153
東京	260	328	76	252	466	15,956	238	83	65	90	7,268	8,450
神奈川	131	172	37	135	255	9,345	159	42	55	62	4,344	4,842
新潟	47	61	12	49	83	4,565	163	41	77	45	1,690	2,712
富山	35	42	5	37	70	2,527	73	33	22	18	936	1,518
石川	22	30	4	26	41	1,883	24	13	4	7	710	1,149
福井	20	26	4	22	38	1,725	40	10	16	14	628	1,057
山梨	18	21	4	17	28	1,354	40	10	20	10	501	813
長野	46	50	9	41	86	3,591	106	58	23	25	1,335	2,150
岐阜	58	69	12	57	89	4,384	160	104	34	22	1,834	2,390
静岡	55	75	17	58	139	6,925	92	51	21	20	3,549	3,284
愛知	138	171	39	132	263	11,588	172	97	36	39	5,850	5,566
三重	50	51	13	38	69	3,923	221	191	12	18	1,650	2,052
滋賀	23	32	11	21	42	2,326	86	28	33	25	1,024	1,216
京都	44	58	12	46	88	4,115	75	37	17	21	1,964	2,076
大阪	218	251	48	203	363	16,633	309	143	61	105	8,310	8,014
兵庫	152	195	47	148	272	10,112	172	67	39	66	4,175	5,765
奈良	37	38	16	22	42	1,961	39	14	19	6	831	1,091
和歌山	34	37	11	26	50	2,272	76	47	11	18	914	1,282
鳥取	7	8	3	5	15	1,060	24	2	11	11	447	589
島根	17	14	4	10	18	1,485	38	18	8	12	568	879
岡山	101	136	47	89	146	4,808	255	200	29	26	1,593	2,960
広島	95	113	22	91	145	6,525	147	30	44	73	2,820	3,558
山口	60	72	20	52	93	3,262	68	20	26	22	1,184	2,010
徳島	21	33	9	24	36	1,698	32	3	17	12	713	953
香川	27	24	5	19	43	2,263	73	6	43	24	933	1,257
愛媛	49	54	10	44	74	3,131	105	18	46	41	1,151	1,875
高知	20	22	8	14	34	1,911	57	7	26	24	820	1,034
福岡	118	138	37	101	189	8,702	259	105	77	77	3,477	4,966
佐賀	19	23	5	18	29	1,518	87	24	49	14	514	917
長崎	69	79	24	55	79	3,273	380	325	34	21	816	2,077
熊本	44	53	11	42	61	3,276	319	219	50	50	1,017	1,940
大分	29	37	8	29	51	2,577	116	51	42	23	865	1,596
宮崎	33	40	9	31	56	2,084	116	35	59	22	815	1,153
鹿児島	41	45	8	37	70	2,610	92	17	51	24	1,018	1,500
沖縄	10	15	9	6	15	992	61	11	28	22	439	492
合計	2,993	3,653	893	2,760	5,082	210,810	6,079	2,773	1,772	1,534	88,460	116,271

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表9 都道府県別の業務上疾病の新規支給決定件数(2016年度)

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	284	33	40	84	17	45
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	46	7	4	7	1	4
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	8	0	0	0	0	0
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	18	1	1	4	1	2
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	185	24	31	64	13	36
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	9	0	0	0	0	1
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	5	0	2	2	1	0
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	9	1	2	6	1	2
	08		爆発その他事放的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	1	0	0	1	0	0
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	3	0	0	0	0	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	53	3	7	7	3	6
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	0	0	0	0
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	5	1	5	4	3	6
9	09		高熱な物体を取り扱う業務による熱傷	1	0	0	0	0	0
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	6	1	0	0	0	0
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	41	1	2	3	0	0
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	137	4	18	18	6	6
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く)	10	0	1	5	0	1
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く)	1	0	0	0	1	0
3	03		ざく岩機、鋸打機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	79	1	3	9	0	0
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲骨、上腕、前腕又は手指の運動器障害	47	3	14	4	5	5
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
65	137	38	67	414	128	233	141	71	16	40	28	25	76	78	41	174	117
5	13	1	10	30	12	43	27	8	5	8	8	3	6	9	6	20	9
0	2	1	0	2	1	2	0	1	1	2	0	0	1	4	3	0	0
3	7	1	0	16	6	21	19	2	0	2	1	1	2	2	1	5	2
40	109	31	49	327	84	130	77	51	7	25	16	18	61	44	14	122	95
1	1	0	1	2	3	3	3	1	0	0	1	0	1	3	1	3	0
5	1	1	2	14	10	13	1	2	0	1	0	2	3	2	8	6	4
10	4	2	5	21	12	20	12	4	2	2	1	1	2	4	8	15	6
0	0	1	0	1	0	0	2	2	1	0	1	0	0	7	0	2	1
1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0
12	8	2	8	22	18	45	24	16	7	4	10	2	3	13	11	21	20
0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
5	7	2	6	16	15	28	15	8	5	1	1	1	2	7	10	21	7
0	0	0	2	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	0	0	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
4	0	0	0	1	1	5	7	5	1	3	9	1	0	6	1	0	12
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	26	4	13	64	112	141	96	43	7	8	6	7	21	15	23	27	15
3	2	1	5	4	64	5	10	6	1	3	0	0	5	1	4	5	1
2	0	0	0	6	6	12	1	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0
7	0	1	0	1	1	3	2	3	1	2	2	3	2	6	2	1	9
9	24	2	8	53	41	120	83	33	5	2	4	4	14	6	17	20	5
0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# 労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
一			業務上の負傷に起因する疾病	93	125	301	161	47	22
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	8	10	23	10	4	4
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	1	6	2	1	1	0
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	7	7	10	8	0	0
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	58	85	228	117	35	13
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	7	2	2	1	1	0
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	1	7	13	8	3	1
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	8	5	18	13	1	3
	08		爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	1	2	4	3	1	1
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	2	1	1	0	1	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	5	14	33	39	4	13
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	1
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	1	0	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	1	1	0	1
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	1
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	5	6	28	19	4	2
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	0	5	1	0	0	0
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	0	2	1	1	0	1
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	0	1	1	17	0	7
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	1	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	29	31	64	28	9	12
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く)	2	8	5	3	0	1
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く)	6	3	0	3	1	0
3	03		さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	1	7	2	5	1	7
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	20	12	57	17	7	4
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	1	0	0	0	0



# 労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小 CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
四		化学物質等による次に掲げる疾病	3	3	2	3	0	2
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	0	2	2	1	0	1
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	0	0	0	0
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	1	0	0	0	0	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	1	0	0	1	0	0
	08	（良性石綿胸水）				(1)		
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(1)					
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	1	1	0	0	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	1	0	1
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	60	2	2	11	1	4
	01	（管理4）	(26)					
	02	（肺結核）						
	03	（結核性胸膜炎）						
	04	（続発性気管支炎）	(27)	(2)	(2)	(10)		(2)
	05	（続発性気管支拡張症）					(1)	
	06	（続発性気胸）	(3)					(1)
	07	（原発性肺がん）	(4)			(1)		(1)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	3	0	2	0	0	0
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	3	0	2	0	0	0
	01	（患者の診療の業務）						
	02	（患者の看護の業務）						
	03	（介護の業務）						
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、草その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	0	0	0	0	0	0
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	79	5	4	27	2	5
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2	02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
6	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
2	1	3	2	3	4	22	11	5	4	2	0	1	8	5	7	9	5
1	0	2	1	0	1	6	3	1	1	1	0	0	5	2	2	3	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	0	1	2	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	2	1	0	2	0
1	0	0	0	1	1	10	5	0	1	0	0	0	0	1	3	2	1
						(1)	(1)							(1)	(1)	(2)	(1)
(1)				(1)	(1)	(9)	(4)		(1)						(2)		
0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	2
0	0	0	0	2	0	2	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
4	6	4	0	11	7	19	9	6	0	6	0	0	2	12	10	20	6
(2)	(6)	(2)		(4)	(4)	(4)		(3)		(1)			(2)	(4)	(5)	(3)	(1)
																(1)	
(2)		(1)		(1)		(13)	(7)	(2)		(3)				(3)	(3)	(5)	(3)
																(1)	
							(1)	(1)						(2)		(6)	
		(1)		(6)	(3)	(2)	(1)			(2)				(3)	(2)	(4)	(2)
1	2	2	0	2	10	22	10	1	0	0	0	0	2	2	4	8	2
1	2	2	0	2	8	15	6	0	0	0	0	0	2	2	2	8	0
0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
0	0	0	0	0	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
11	11	4	4	36	16	109	74	18	9	4	10	1	7	7	21	52	6
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小 CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
四		化学物質等による次に掲げる疾病	0	4	16	6	1	0
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	0	2	7	1	1	0
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	0	0	0	0
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	2	0	0	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	1	0	0	0	0
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	0	0	6	4	0	0
	08	（良性石綿胸水）			(1)	(3)		
	09	（びまん性胸膜肥厚）			(5)	(1)		
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	0	1	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	1	1	0	0	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	3	1	20	13	0	0
	01	（管理4）	(1)		(13)	(3)		
	02	（肺結核）						
	03	（結核性胸膜炎）						
	04	（続発性気管支炎）	(2)	(1)	(3)	(3)		
	05	（続発性気管支拡張症）						
	06	（続発性気胸）			(1)			
	07	（原発性肺がん）			(3)	(7)		
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	2	12	5	4	1	2
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	2	11	4	4	1	1
	01	（患者の診療の業務）						
	02	（患者の看護の業務）						
	03	（介護の業務）						
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、草その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	0	0	1	0	0	1
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	1	0	0	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	7	14	90	68	6	9
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	1
2	02	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	1	0	0	2
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
6	06	ペンントリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
2	1	5	7	4	1	0	0	0	17	0	7	5	0	3	5	0	191
1	0	0	2	2	0	0	0	0	10	0	4	2	0	0	3	0	70
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	17
0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	11
0	0	5	4	1	0	0	0	0	3	0	1	0	0	2	1	0	55
		(3)	(3)	(1)							(1)						(20)
		(2)	(1)						(3)					(2)	(1)		(35)
0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	14
1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	19
1	0	13	4	9	0	4	7	4	5	2	20	1	5	3	2	2	321
		(3)	(1)	(4)				(2)	(3)		(3)					(2)	(102)
		(1)															(2)
(1)		(6)	(2)	(5)		(2)	(7)	(2)	(1)	(1)	(17)		(5)	(3)	(2)		(149)
		(1)															(3)
			(1)							(1)							(17)
		(2)				(2)			(1)			(1)					(48)
0	1	0	1	1	1	1	0	0	11	2	1	3	1	2	2	3	129
0	1	0	1	1	1	0	0	0	10	2	1	3	1	0	1	1	101
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	10
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	14
1	5	33	54	18	1	12	15	6	34	4	30	7	2	3	3	2	946
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小 CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
8		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	79	5	4	27	2	5
	07	(石綿に曝される業務による肺がん)	(37)	(2)	(1)	(14)		(2)
	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(42)	(3)	(3)	(13)	(2)	(3)
9	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
10	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
13		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
	12	(白血病)						
	13	(肺がん)						
	14	(皮膚がん)						
	15	(骨肉腫)						
	16	(甲状腺がん)						
	17	(多発性骨髄腫)						
	18	(非ホジキンリンパ腫)						
14	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
15	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
16	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
17	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
18	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
19	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
20	25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
6	26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
11	27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
12	28	ジクロロメタンプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
21	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	16	2	5	9	0	1
		(脳血管疾患)	(11)	(1)	(2)	(4)		
		(虚血性心疾患等)	(5)	(1)	(3)	(5)		(1)
九	01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	37		3	10	3	4
十		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
	02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
	03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
十一	01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
		[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
		[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行						
		[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行						
		[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行						
合計			672	52	83	169	32	73
A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計			672	52	83	168	32	72
B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計			0	0	0	1	0	1
A/(A+B)			100.0%	100.0%	100.0%	99.4%	100.0%	98.6%

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
9	11	3	4	36	16	108	72	18	9	4	3	1	7	7	21	51	6
(3)	(3)	(2)	(1)	(21)	(10)	(53)	(33)	(9)	(4)	(1)	(1)		(3)	(3)	(8)	(19)	(2)
(6)	(8)	(1)	(3)	(15)	(6)	(55)	(39)	(9)	(5)	(3)	(2)	(1)	(4)	(4)	(13)	(32)	(4)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0
3	5	5	12	11	11	29	18	5	2	3	2	0	3	4	6	15	0
(1)	(1)	(5)	(7)	(8)	(8)	(17)	(11)	(1)	(1)	(1)	(1)		(2)	(1)	(4)	(9)	
(2)	(4)		(5)	(3)	(3)	(12)	(7)	(4)	(1)	(2)	(1)		(1)	(3)	(2)	(6)	
9	12	1	5	16	12	89	42	2	5	2	2	4	9	3	11	27	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
128	208	63	111	579	318	709	425	167	50	69	58	40	131	139	134	353	180
128	208	63	111	577	318	700	420	165	50	68	51	40	131	138	133	353	179
0	0	0	0	2	0	9	5	2	0	1	7	0	0	1	1	0	1
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.7%	100.0%	98.7%	98.8%	98.8%	100.0%	98.6%	87.9%	100.0%	100.0%	99.3%	99.3%	100.0%	99.4%

## 労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小 CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
8		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	7	14	89	68	6	6
	07	(石綿に曝される業務による肺がん)	(1)	(5)	(24)	(24)	(2)	(4)
	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(6)	(9)	(65)	(44)	(4)	(2)
9	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
10	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
13		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
	12	(白血病)						
	13	(肺がん)						
	14	(皮膚がん)						
	15	(骨肉腫)						
	16	(甲状腺がん)						
	17	(多発性骨髄腫)						
	18	(非ホジキンリンパ腫)						
14	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
15	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
16	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
17	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
18	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
19	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
20	25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
6	26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
11	27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
12	28	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
21	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	3	11	25	11	1	2
		(脳血管疾患)	(1)	(7)	(17)	(6)	(1)	(1)
		(虚血性心疾患等)	(2)	(4)	(8)	(5)		(1)
九	01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	7	12	36	25	4	
十		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
	02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
	03	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
十一	01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
		[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
		[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行						
		[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行						
		[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行						
合計			154	231	616	364	74	57
A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計			154	229	615	362	74	57
B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計			0	2	1	2	0	0
A/(A+B)			100.0%	99.1%	99.8%	99.5%	100.0%	100.0%

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
1	5	32	54	18	1	12	15	6	33	4	30	7	2	3	3	2	926
	(2)	(17)	(26)	(7)		(6)	(6)	(3)	(10)		(13)	(2)		(1)		(1)	(386)
(1)	(3)	(15)	(28)	(11)	(1)	(6)	(9)	(3)	(23)	(4)	(17)	(5)	(2)	(2)	(3)	(1)	(540)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
1	3	1	2	5	2	0	1	2	7	3	4	5	0	2	1	1	260
(1)	(1)	(1)	(1)	(4)	(2)		(1)	(1)	(4)	(2)	(2)	(2)		(2)		(1)	(154)
	(2)		(1)	(1)				(1)	(3)	(1)	(2)	(3)			(1)		(106)
1		6	15	1	1		4	2	31	5	11	6	7	2		5	498
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
									1								1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	38	114	205	90	83	70	121	86	444	55	142	129	92	154	130	99	8,512
20	37	114	205	90	83	70	121	86	443	55	139	127	92	153	130	99	8,467
1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2	0	1	0	0	45
95.2%	97.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%	100.0%	97.9%	98.4%	100.0%	99.4%	100.0%	100.0%	99.5%

# 労働安全衛生をめぐる状況

表10 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2016年度末)

	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者							合計
										骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	
北海道	1,034	30	38	35	13	36		908	1,337	582	29	295	69	26	336	3,431
青森	44	10	11	2	1			32	263	164	4	26	19	6	44	363
岩手	50	4	13	2		6		22	250	129	4	29	7	15	66	347
宮城	202	11	2	8	2	6		67	493	230	8	77	35	22	121	791
秋田	42	5	4	2		4		11	174	85	1	9	3	1	75	242
山形	104	2	6	1	1	3		30	161	84	6	10	3	2	56	308
福島	179	1	10	3	1		1	30	219	117	4	27	3	3	65	444
茨城	116	8	15	13	4	22		8	367	178	9	17	9	1	153	553
栃木	40	7	11	5		6		16	309	186	9	38	11	11	54	394
群馬	71	1	8	2	1	4		25	361	194	10	44	35	30	48	473
埼玉	54	23	21	25	6	67	1	29	1,068	536	31	160	72	54	215	1,294
千葉	38	30	50	59	14	96	1	17	1,406	682	29	296	105	80	214	1,711
東京	242	21	98	67	41	82		71	2,541	1,188	38	279	96	101	839	3,163
神奈川	156	38	58	39	8	78	1	53	1,418	616	24	222	57	49	450	1,849
新潟	231	5	8	5	1	3		96	317	153	11	29	13	5	106	666
富山	90	2	3	3		1		38	158	73	5	12	7	4	57	295
石川	42	7	3			1		19	146	89	3	13	4	9	28	218
福井	89	3	3	3	4	4		77	141	68	2	16	1	6	48	324
山梨	32	2	2	2		1		24	112	67	6	12	4	4	19	175
長野	111	10	14	5		4		100	453	256	14	55	25	25	78	697
岐阜	221	6	14	3		4		69	339	174	10	20	23	11	101	656
静岡	129	15	28	21		13		70	718	367	20	97	30	54	150	994
愛知	133	5	26	7	2			52	1,074	614	31	82	99	36	212	1,299
三重	48	3	2			3		80	141	60	5	21	2	6	47	277
滋賀	44	2	16	24	33	68		46	307	146	6	46	40	7	62	540
京都	111	10	10	3	3	10		174	298	149	8	46	12	3	80	619
大阪	162	19	51	11	16	57		97	2,206	1,191	58	297	207	65	388	2,619
兵庫	303	21	25	29	5	35	1	116	1,005	488	31	110	32	27	317	1,540
奈良	63	2	4			1		41	184	106	5	19	8	4	42	295
和歌山	64	2	3	1		2		63	218	102	6	20	14	5	71	353
鳥取	24					1		14	46	28	1	3	1		13	85
鳥根	52		6	1		1		58	66	29	1	11		4	21	184
岡山	425	6	7	6		2		37	381	201	11	35	13	9	112	864
広島	276	12	24	17		17		162	881	414	10	110	35	19	293	1,389
山口	132	3	4	2		1		44	312	166	2	32	14	13	85	498
徳島	54	2		11				158	98	52	3	9	2	4	28	323
香川	55	4	9	1	1	4		39	158	76	1	17	2	3	59	271
愛媛	244	8	16	12		2		444	385	203	14	39	19	13	97	1,111
高知	109	7		3		4		538	198	100	2	48	1	7	40	859
福岡	248	5	19	1		5		50	665	317	13	114	9	19	193	993
佐賀	44	1						24	101	63	3	9	3	3	20	170
長崎	480	7	6			1		44	298	146	1	23	17	1	110	836
熊本	46	4	3			1		203	203	120	3	22	7	6	45	460
大分	242	4	8	1	4	7		361	227	112	5	32	21	11	46	854
宮崎	64	3	3					508	107	66	1	5	2	9	24	685
鹿児島	112	6	6	6		10		205	298	193	6	18	10	9	62	643
沖縄	22	3	6	5	1	3		23	140	91	6	18	4	2	19	203
合計	6,874	380	674	446	161	677	5	5,393	22,748	11,451	510	2,969	1,205	804	5,809	37,358

注) 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働基準行政関係通達等

## 2017年度

2017. 4. 1 基発0401第3号「「受動喫煙防止対策助成金の支給の実施について」の一部改正について」
2017. 4. 3 基発0403第43号「次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う都道府県労働局における「関係法令に違反する重大な事実」の情報共有の徹底について」
2017. 4. 3 基発0403第45号「平成29年度地方労働行政運営方針について」☆
2017. 4. 3 基総発0403第1号「平成29年度業務運営に係る重点化ガイドラインについて」
2017. 4. 3 基監発0403第1号「「労働時間管理適正化指導員の活用について」の一部改正について」
2017. 4. 3 基政発0403第2号「労働時間等設定改善関係業務の運営に当たって留意すべき事項について」
2017. 4. 4 基発0404第2号「職場意識改善助成金の支給要領について」
2017. 4. 5 基発0405第3号「平成29年度インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業の実施について」
2017. 4. 5 基監発0405第2号「平成29年度インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業の実施に係る留意事項について」
2017. 4. 5 補償課事務連絡「石綿確定診断等事業の委託先について」
2017. 4. 10 基発0410第2号「平成29年度「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業の実施について」
2017. 4. 10 基監発0410第3号「平成29年度「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業の実施に係る留意事項について」
2017. 4. 10 基監発0410第5号等「「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する対応について」
2017. 4. 11 基安労発0411第4-5号「産業医の研修に係る厚生労働大臣告示の改正について」
22017. 4. 18 基安発0418第1-5号「放射線業務における眼の水晶体の被ばくに係る放射線障害防止対策について」☆
2017. 4. 19 基安労発0419第1号「放射線業務における眼の水晶体の被ばくに係る放射線障害防止対策について」
2017. 4. 20 基安労発0420第1号「労働安全衛生規則の改正等について」
2017. 4. 20 基保発0420第1号「労働基準行政システムにおける外部から入手したデータファイル等の取扱いについて」
2017. 4. 21 基発0421第17号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正について」☆
2017. 4. 21 基補発0421第1-2号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正に伴う周知について」
2017. 4. 25 基安労発0425第1号/基安化発0418第1号「特定の吸入性有機粉じんを取り扱う事業場への調査について」
2017. 4. 25 基安労発0425第2号「第8次粉じん障害防止総合対策の評価について」
2017. 4. 26 基安労発0426第1号「労働安全衛生規則第62条に基づく別表第四第一種衛生管理者免許の項下欄第三号に該当する学科等について」
2017. 4. 27 基安労発0427第1号「「受動喫煙防止対策助成金の事務取扱についての質疑応答集(Q&A)について」の一部改正について(伺い)」
2017. 4. 28 基安発0428第1号「特定の吸入性有機粉じんによる肺疾患の防止の要請について」☆
2017. 4. 28 基安発0428第2号「特定の吸入性有機粉じんによる肺疾患の防止について」☆

## 2017年度 労働基準行政関係通達

2017. 4. 28 基安発0428第3号「吸入性粉じんによる肺疾患の防止について」☆
2017. 4. 28 基安化発0428第1号「特定の吸入性有機粉じんによる肺疾患の防止の要請に当たって留意すべき事項について」
2017. 4. 28 基安化発0428第2号「特定の吸入性有機粉じんを取り扱う事業場への調査について」
2017. 5. 1 基安発0501第1号「アスファルト他9物質に係る労働安全衛生法関係法令の見直しに関するWTO事務局への通報について」
2017. 5. 8 基発0508第2-5号「ボイラーの自動制御装置の認定制度について」☆
2017. 5. 9 基発0509第38号「働き方・休み方改善に向けた労働時間等のルールの定着」事業の実施について」
2017. 5. 17 基安労発0517第1号「特定緊急作業従事者等(国の援助対象者)のうち平成28年10月から平成29年3月までの未受診者に対するがん検診等実施について」
2017. 5. 19 基発0519第6-7号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令の施行について」☆
2017. 5. 19 基発0519第8号「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示の適用等について」☆
2017. 5. 19 基発0519第11-12号「治療と職業生活の両立支援に係る「地域両立支援推進チーム」の設置について」
2017. 5. 26 基発0526第1号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引の一部改訂について」
2017. 5. 26 基発0526第9号「平成29年度外国人労働者問題啓発月間について」
2017. 5. 26 基発0526第10-11号「平成29年度外国人労働者問題啓発月間実施に対する協力依頼について」
2017. 5. 26 基監発052第1号「警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁による「不法就労等外国人対策に係る具体的施策について」の策定について」
2017. 5. 26 基監発0526第2号「平成29年度「外国人労働者問題啓発月間」の実施に当たって留意すべき事項について」
2017. 5. 26 基安発0526第1号「検査業者及び登録
- 教習機関に対する行政処分等について」の一部改正について」
2017. 5. 29 基発0529第3-6号「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の一部改正について」
2017. 5. 29 基監発0529第1号「労働基準法第12条第8項の規定に基づく平均賃金の算定について」☆
2017. 5. 29 基補発0529第1号「労働基準法第12条第8項の規定に基づく平均賃金の算定について」
2017. 6. 1 基発0601第2号「平成29年度介護事業場就労環境整備事業について」
2017. 6. 1 基監発0601第1号「平成29年度介護事業場就労環境整備事業の実施に当たって留意すべき事項について」
2017. 6. 1 基安発0601第1-2号「平成28年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況について」
2017. 6. 1 基安安発0601第1-6号「技能実習生に関する安全総点検運動について」
2017. 6. 21 基発0621第32-33号「ずい道等建設工事における「換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」等の一部改正について」☆
2017. 6. 22 基安化発0622第1号「特定の吸入性有機粉じんによる肺疾患の調査等の実施について」
2017. 6. 23 基監発0623第2号「家事支援活動に従事する外国人労働者に係る労働条件の履行確保のための監督指導の実施について」
2017. 6. 26 基安労発0626第1号「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する指針等について」
2017. 7. 6 基監発0706第1号「長時間労働改善ガイドラインの策定に向けた「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の今後の運営について」
2017. 7. 6 補償課事務連絡「平均賃金決定処分における関係通達の説明について」
2017. 7. 7 基発0707第1号「労働基準局の内部組織に関する細則」の一部改正について(内申)」
2017. 7. 10 基発0710第1号「厚生労働本省の組織再編及びこれに伴う関係通達の取扱について」
2017. 7. 11 基補発0711第9号「業務上疾病の労災

- 補償状況調査について」
2017. 7. 11 補償課事務連絡「厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物による疾病並びに「その他に包括される疾病」に係る統計調査について」
2017. 7. 13 基安化発0713第1号「「発散防止抑制措置特例実施許可制度の運用に係る一部変更について」の補足事項について」
2017. 7. 20 基安労発0720第1号「平成28年に発生した酸素欠乏症等の労働災害発生状況について」☆
2017. 7. 20 基安労発0720第2-3号「病院・診療所及び社会福祉施設等に対する腰痛予防対策講習会の周知及び参加勧奨について」
2017. 7. 31 基監発0731第1号「時間外労働等に対する割増賃金の適切な支払いのための留意事項について」☆
2017. 8. 2 基安労発0802第1-2号「8月以降における熱中症予防対策の徹底について」☆
2017. 8. 3 基発0803第5-6号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」☆
2017. 8. 4 基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」
2017. 8. 4 基安労発0804第1号「労働安全衛生法に基づく健康診断の適正な実施について」
2017. 8. 10 基発0810第5号「原子力施設での放射性物質取扱作業に対する緊急自主点検の実施等について」
2017. 8. 10 基安労発0810第1号「原子力施設での放射性物質取扱作業に対する緊急自主点検の実施等について」
2017. 8. 10 補償課事務連絡「平成28年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表に関する作業について」
2017. 8. 18 補償課事務連絡「第三者行為災害の求償事務に係るチェックシートの活用等について」
2017. 8. 18 補償課事務連絡「第三者行為災害の求償債権額の算出に係る会計検査院の検査状況等を踏まえた対応について」
2017. 8. 21 基安発0821第1号「防じんマスクに係る労働安全衛生法に基づく機械等検定規則等の見直しに関するWTO事務局への通報について」
2017. 8. 22 基発0822第5号「「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行に係る立入検査証交付等要領の策定について」
2017. 8. 24 基安労発0824第1号「「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」の日本医師会への情報提供について」
2017. 8. 24 基安労発0824第2-3号「「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」の関係省庁への周知について」
2017. 8. 25 基補発0825第1号「平成29年度臨時全国労災補償課長会議の開催について」
2017. 8. 29 基監発0829第1号/基政発0829第1号「「無期転換ルール取組促進キャンペーン」の実施に当たって留意すべき事項について」
2017. 8. 30 基安発0830第7号「移动式クレーン等に係る労働安全衛生法関係法令の見直しに関するWTO事務局への通報について（依頼）」
2017. 9. 1 基政発0901第2-3号「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて」
2017. 9. 5 基安労発0905第1号「じん肺管理区分と労災保険給付の審査について」
2017. 9. 6 基安労発0906第1号/基安化発0906第1号「日本工業規格 A8340-2土工機械－安全－第2部：ブルドーザの要求事項 外36件の確認について（公示）」
2017. 9. 15 基安発0915第1号「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて」
2017. 9. 13 基監発0913第1号「平成29年度過重労働解消キャンペーンにおける労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問の実施に当たって留意すべき事項について」
2017. 9. 15 基監発0915第2号等「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題に関する関係法令の遵守について（依頼）」☆
2017. 9. 15 基監発0915第3号「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題に関する対応について」☆
2017. 9. 20 基監発0920第1号「平成29年度過重労働解消キャンペーンにおける全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」の実施について」
2017. 9. 22 基安発0922第1-3号「「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」の実施に

## 2017年度 労働基準行政関係通達

- ついて」
2017. 9. 22 基安発09252第4号「職場における死亡災害撲滅に向けた対策の推進について」
2017. 9. 22 安全課事務連絡「職場における死亡災害撲滅に向けた対策に係る資料の送付について」
2017. 9. 22 基補発0922第1号「東京電力福島第一原子力発電所での廃炉等作業に従事する作業員に対する二次健康診断等給付の取扱いについて」
2017. 9. 26 基安安発0926第1号「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインの運用上の留意事項について」☆
2017. 9. 27 補償課事務連絡「石綿ばく露作業に係る労災認定者の死亡年統計に関する作業について」
2017. 9. 28 基総発0928第1-2号「過労死等防止に係る取組について」
2017. 9. 29 基監発第号「長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等及び若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する重点監督の実施等について」
2017. 9. 29 基政発0929第1号「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインの周知について」
2017. 10. 6 基安安発1006第1号「日本工業規格 B82 10 安全弁 外3件の改正について(公示)」
2017. 10. 6 基安安発1006第2号「基安安発第号「標準仕様書(TS)/標準報告書(TR)の公表について(公示)」
2017. 10. 17 補償課事務連絡「切断四肢再接合術の算定に係る情報提供について」
2017. 10. 24 基発1024第5号「判決の言渡しについて(回報)」
2017. 10. 24 基安発1024第1-2号「粉状物質の有害性情報の伝達による健康障害防止のための取組について」☆
2017. 10. 25 労災発1025第1号「電離放射線障害の業務上外に関する検討会報告書「肝がんと放射線被ばくに関する医学的知見について」とこれを踏まえた労災補償の考え方について」
2017. 10. 27 基発1027第49号「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行に伴う同法に基づく労働基準監督官の職権等について」
2017. 10. 27 基発1027第50号「技能実習生の法定労働条件の履行確保のための外国人技能実習機構との相互通報制度について」
2017. 10. 27 基発1027第51号「強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案に対する地方入国管理局及び外国人技能実習機構との合同監督・調査の実施について」
2017. 10. 27 基発1027第52号「「技能実習生の労働条件の確保について」の一部改正について」
2017. 10. 27 基監発1027第1号「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づく労働基準監督官の職権の行使に当たって留意すべき事項について」
2017. 10. 27 基監発1027第2号「技能実習生の法定労働条件の履行確保のための外国人技能実習機構との相互通報制度の運用について」
2017. 10. 27 基監発1027第3号「強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案に対する地方入国管理局及び外国人技能実習機構との合同監督・調査の実施に当たって留意すべき事項について」
2017. 10. 27 基監発1027第4号「「技能実習生に係る法定労働条件の履行確保のための監督指導等の実施に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」
2017. 10. 27 基補発1027第1号「技能実習生に対する適正な労災保険給付の確保に向けた法務省入国管理局と厚生労働基準局との間の情報連携に関する確認書」
2017. 10. 27 基補発1027第2号「今後の技能実習生の死亡災害に関する労災保険給付の請求勧奨等について」
2017. 10. 30 基発1030第1号「電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象の一部を改正する告示の施行について」
2017. 10. 30 基発1030第2号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引の一部改訂について」
2017. 10. 31 基安労発1031第1号/基安化発1031第1号「「労働者死傷病報告の提供等に係る確認書」について」
2017. 10. 31 基安化発1031第3号「解体等作業にお

- ける石綿対策における労働行政と地方公共団体との連携事例等について（情報提供）☆
- 2017.11. 1 基発1101第1号「都道府県労働局における外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づく地域協議会の開催等について（通達）」
- 2017.11. 2 基発1102第4号「判決の言渡しについて（回報）」
- 2017.11. 7 基監発1107第1号「足場からの墜落防止対策に係る措置状況の把握について」
- 2017.11. 9 基補発1109第1号「薬剤服用歴の未記載による薬剤服用歴管理指導料の自主点検結果に関する情報提供の労災薬剤費審査業務への活用等について」
- 2017.11. 9 補償課事務連絡「薬剤服用歴の未記載による薬剤服用歴管理指導料の自主点検結果に関する情報提供の労災薬剤費審査業務への活用等における留意事項について」
- 2017.11.16 基安労発1116第1号「「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえた企業の本社事業場に対するメンタルヘルス対策に係る特別指導の実施について」
- 2017.11.16 基安労発1116第2号「特定緊急作業従事者等（国の援助対象者）に対する平成29年度分がん検診等の実施について」
- 2017.11.24 基安労発1124第1号「産業医の選任に係る自主点検の実施及びその結果を踏まえた対応について」
- 2017.11.27 基監発1127第1-2号「労働基準法等に基づく手続の電子申請に係る社会保険労務士等による提出代行における使用者等の電子署名等の省略について」
- 2017.11.29 基監発1129第1号「本年度における最低賃金の履行確保に係る監督指導の実施等について」
- 2017.12. 1 基発1201第1号「労働基準行政情報システムに係る事務処理手引（電子申請関連編）の改訂について」
- 2017.12. 1 基監発1201第1号「労働基準法及び最低賃金法の規定に基づく届出等に係る電子申請の更なる利用促進について」
- 2017.12. 6 基監発1206第1号「時間外・休日労働協定の締結当事者の要件に係る周知について」
- 2017.12. 7 基補発1207第1号「労災保険の特別加入者に係る不正受給防止対策の徹底について」
- 2017.12.12 地発1213第1号/基総発1213第1号/基監発1213第1号/「監督指導体制の強化に係る今後の対応について」
- 2017.12.12 基安化発1212第2-3号「熊本地震がれき処理作業等における石綿気中モニタリングの実施について」
- 2017.12.12 基補発1212第1号「石綿関連疾患による疾病に関する労災補償制度及び石綿健康被害救済制度等の周知について」
- 2017.12.13 基監発1213第1号「監督指導体制の強化に係る今後の対応について」
- 2017.12.18 基安安発1218第1号「日本工業規格B9652 製菓機械の安全及び衛生に関する設計要求事項の改正について（公示）」
- 2017.12.20 基監発1220第1号「採用内定時の労働条件明示について」☆
- 2017.12.20 基安労発1220第1号「石綿ばく露作業による労災認定事業場に就労した労働者等への労災補償・当別遺族給付金制度及び健康管理手帳の周知について」
- 2017.12.20 基補発1220第1号「石綿ばく露作業による労災認定事業場に就労した労働者等への労災補償制度・特別遺族給付金制度及び健康管理手帳制度の周知について」
- 2017.12.21 基安発1221第1号「石綿等に係る労働安全衛生法関係法令の見直しに関するWTO事務局への通報について（依頼）」
- 2017.12.21 基補発1221第2号「労災診療費のうち労災治療計画加算に係る調書の作成について」
- 2017.12.21 補償課事務連絡「労災診療費のうち労災治療計画加算に係る調査の作成要領について」
- 2017.12.21 補償課事務連絡「労災診療費のうち労災治療計画加算に係る調査の作成について（参考情報）」
- 2017.12.22 補償課事務連絡「平成28年度「業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）」について」
- 2017.12.25 基補発1225第1号「労災保険の特別加入者の不正受給に係る調査の実施について」
2018. 1.19 基補発0119第1号「特別加入事務処理に係る本人確認徹底のお願い」
2018. 1.22 基発0122第56号「平成29年度中央労災

## 2017年度 労働基準行政関係通達

- 補償業務監察結果について」
2018. 1. 23 基安安発0123第3号「工業標準の制定について(公示)」
2018. 1. 24 基発0124第4号「平成29年度中央労働保険適用徴収業務監察実施結果について」
2018. 1. 26 基発0126第19号「働き方改革の推進に向けた特別チームの編成について」
2018. 1. 26 基発0126第20号「厚生労働省所管会計事務監査規程第5条第2項に基づく一般監査指導結果に対する報告について」
2018. 1. 26 基監発0126第1号「裁量労働制の運用の適正化に向けた自主点検の実施について」
2018. 1. 30 基監発0130第1号「働き方改革の推進に向けた特別チームの編成に当たっての留意事項について」
2018. 1. 30 基監発0130第2号「安全衛生部署に配置された労働基準監督官が行う個別指導と労働災害防止主眼監督の一体的実施に当たり留意すべき事項について」
2018. 1. 30 補償課事務連絡「平成30年度における「脳・心臓疾患及び精神障害事案に係る処理経過簿」の入力及び報告について」
2018. 1. 31 基発0131第4号「平成29年度中央労働基準監察結果の概要について」
2018. 1. 31 基発0131第2号「「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知等について」☆
2018. 1. 31 基監発0131第1号「平成29年度全国監督課長会議分科会のテーマ等について」
2018. 1. 31 安全課事務連絡「ガス切断・ガス溶接等の作業安全技術指針について」
2018. 1. 19 安全課事務連絡「平成29年度(第67回)全国工作責任者大会における「質問及び回答」(確定版)について(情報提供)」
2018. 2. 8 基監発0208第2号「平成30年4月からの無期転換ルールの本格適用に向けた対応に当たって留意すべき事項について」
2018. 2. 8 基安化発0208第1号「石綿含有建築用仕上塗材の発散状況の測定現場の選定について」
2018. 2. 9 基発0209第2-3号「第9次粉じん障害防止総合対策について(局長通知)」
2018. 2. 9 基安発0209第1号「高圧室内作業主任者免許試験及び潜水士免許試験規程及び高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示について(留意事項)(伺い)」
2018. 2. 9 基安発0209第2号「第9次粉じん障害防止総合対策について(課長通知)」
2018. 2. 13 基徴収発0213第1号「平成30年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について」
2018. 2. 14 基発0214第1号「「監督指導時における一般労働条件の確保・改善に係る措置等について」の一部改正について」
2018. 2. 16 基徴収発0216第1-2号「平成30年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について」
2018. 2. 19 基安発0219第1号「高圧室内作業主任者免許試験及び潜水士免許試験規程及び高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示について(留意事項)(伺い)」
2018. 2. 20 安全課事務連絡「建設工事等におけるガス管損傷による労働災害の防止について」☆
2018. 2. 21 労働衛生課事務連絡「ドライチャンバー工法による作業を行う仕事に係る労働安全衛生法第88条第3項の規定による計画の届出の取扱いについて」
2018. 2. 22 基監発0222第1号「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドラインの周知に係る留意事項について」
2018. 2. 22 基政発0222第1号「「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドラインの周知に係る留意事項について」
2018. 2. 22 基補発0222第1号「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドラインの周知に係る留意事項について」
2018. 2. 23 基安発0223第1-2号「リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」
2018. 2. 27 基監発0227第2号「電子申請による労働基準法の規定に基づく届出等の事務処理に係る暫定措置について」
2018. 3. 1 基発0301第1-4号「漁業における過労死等の防止について」
2018. 3. 1 基総発0301第1号「漁業における過労死

- 等の防止に当たって留意すべき事項について」
2018. 3. 1 基安労発0301第1号「漁業における過労死等の防止に当たって留意すべき事項について」
2018. 3. 1 基発0301第9号「労災レセプト電算処理システムの機械処理事務手引の一部改訂について」
2018. 3. 5 基安労発0305第1号「工業標準の制定及び日本工業規格の改正について（公示）」
2018. 3. 5 基安化発0305第1号「工業標準の制定及び日本工業規格の改正について（公示）」
2018. 3. 6 基発0306第12号「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドラインの策定について」
2018. 3. 8 基安発0308第3号「[医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組]について」
2018. 3. 9 基発0309第1号「労働基準法施行規則の一部改正について」☆
2018. 3. 12 基徴収発0312第1号「平成30年度における労働保険適用徴収業務の見直しについて」
2018. 3. 13 基発0313第1号「平成30年度中央労災補償業務監察及び平成30年度中央労働保険適用徴収業務監察の実施について」
2018. 3. 14 基安安発0314第5-7号「陸上貨物運送事業及び商業における外国人労働者に対する安全衛生教育の推進について」
2018. 3. 14 労災管理課事務連絡「[「地方労災補償業務監察結果報告書」等の送付について」
2018. 3. 19 基発0319第1-3号「第13次労働災害防止計画の推進について」☆
2018. 3. 19 基発0319第6号「平成30年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの実施について」☆
2018. 3. 19 基政発0319第1号「平成30年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの実施に当たって留意すべき事項について」
2018. 3. 19 基安安発0319第1-3号「[「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意事項の改正について」☆
2018. 3. 19 労働衛生課事務連絡「じん肺管理区分決定処分に対する遺族からの審査請求について」
2018. 3. 20 基総発032第1号「今後における労働基準監督官の採用等について」
2018. 3. 20 基総発0320第2号「働き方改革の推進に向けた特別チームの編成に係る発令について」☆
2018. 3. 22 基安化発0322第1号「工業標準の制定及び日本工業規格の改正について（公示）」
2018. 3. 22 安全課事務連絡「平成29年における労働災害発生状況の確定について（依頼）」
2018. 3. 23 基発0323第3号「[「未払賃金の立替払事業の運営について」の一部改正について」☆
2018. 3. 23 基保発0323第1号「日本年金機構との情報連携開始の延期について」
2018. 3. 23 労働衛生課事務連絡「安衛405報告のシステム入力に係る留意について」
2018. 3. 26 基安労発0326第1-3号「[「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に関する「企業・医療機関連携マニュアル」及び「難病に関する留意事項」の作成について」
2018. 3. 26 補償課事務連絡「文書提出命令等に係る業務参考資料の送付について」
2018. 3. 27 基発0327第3号「第三者行為災害事務取扱手引の改正について」
2018. 3. 27 基発0327第8号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引の一部改訂について」
2018. 3. 27 基発0327第9号「労災保険調査員に係る設置要領の一部改正について」
2018. 3. 27 基発0327第10号「労災精神障害専門調査員に係る執務準則の一部改正について」
2018. 3. 27 基発0327第11号「労災法務専門員の設置についての一部改正について」
2018. 3. 27 基補発0327第1号「第三者行為災害事務取扱手引の改正に伴う事務処理の見直しについて」
2018. 3. 27 補償課事務連絡「第三者行為災害事務取扱手引の改正に伴う留意事項について」
2018. 3. 27 労働衛生課事務連絡「高気圧作業安全衛生規則に基づく減圧表や再圧室などに関するQAについて」
2018. 3. 28 労災発0328第1号「労災業務OJTマニュアルの一部改正について」

## 2017年度 労働基準行政関係通達

2018. 3. 28 基発0328第1-3号「電気機械器具防爆構造規格第5条の規定に基づき、防爆構造規格に適合するものと同等以上の防爆性能を有することを確認するための基準等について」☆
2018. 3. 28 基発0328第4号「労働保険事務組合事務処理手引の一部改正について」
2018. 3. 28 基監発0328第1号「本省報告等の見直しに伴う通達の改正及び廃止について」
2018. 3. 28 基安発0328第8-9号「治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の新設について」
2018. 3. 28 補償課事務連絡「都道府県労働局に対する訟務対応の支援について」
2018. 3. 28 補償課事務連絡「訟務資料(No.23)(石綿関連疾患(肺がん)事件に係る訴訟資料及び精神障害事件に係る訴訟資料)の提供について」
2018. 3. 28 労働衛生課事務連絡「「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に関する「企業・医療機関連携マニュアル」及び「難病に関する留意事項」の訂正について」
2018. 3. 29 基政発0329第1号「労働法教育等のためのリーフレットの活用について」
2018. 3. 29 基政発0329第1-2号「平成30年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンの周知にかかる御協力をお願い」
2018. 3. 29 基安発0329第1-3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」
- 2018.3.29. 補償課事務連絡「日本郵政公社の民営化等における疾病の業務起因性に係る調査等について」
2018. 3. 30 基発0330第5号「受動喫煙防止対策指導員設置要領の制定について」
2018. 3. 30 基発0330第8号「高校生・大学生等アルバイトの労働条件の確保について(協力依頼)」
2018. 3. 30 基発0330第18-19号「「労災保険における訪問看護の取扱いについて」の一部改正について」
2018. 3. 30 基発0330第15-16号「労災診療費算定基準の一部改定について」☆
2018. 3. 30 基発0330第17号「労災診療費算定基準の一部改定について」
2018. 3. 30 基監発0330第1号「「長時間労働による脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求が行われた事業場に対する当面の対応について」の一部改正について」
2018. 3. 30 基監発0330第2号「裁量労働制による就労を予定する内容の求人の取扱いにおける公共職業安定所と労働基準監督署の連携方法等について」
2018. 3. 30 基監発0330第3号「平成30年度「AV出演強要・JKビジネス」等被害防止月間の実施について」
2018. 3. 30 基監発0330第5号「働き方改革の推進に向けた労働時間相談・支援班の実施事項等について」
2018. 3. 30 基安発0330第1-2号「働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について」
2018. 3. 30 基安発0330第3-5号「第13次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」
2018. 3. 30 基安発0330第1号「第13次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進に係る留意事項について」
2018. 3. 30 基安発0330第1-2号「荷重計以外の過負荷を防止するための装置を備えた移動式クレーンの使用について」☆
2018. 3. 30 基保発0330第1号「未支給の保険給付、遺族(補償)給付及び障害(補償)年金差額一時金の請求における戸籍謄本等の取扱いについて」
2018. 3. 30 基補発0330第1号「未支給の保険給付、遺族(補償)給付及び障害(補償)年金差額一時金の請求における戸籍謄本等の取扱いについて」
2018. 3. 30 基補発0330第2号「良性石綿胸水の本省協議に係る送付資料の簡素化について」
2018. 3. 30 基補発0330第4号「石綿確定診断等事業について」
2018. 3. 30 基補発0330第5号「過労死等事案に係る監督担当部署と労災担当部署間の連携について」
2018. 3. 30 基補発0330第6号「全国労災診療費担当国会議の開催について」
2018. 3. 30 基補発0330第7-9号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」☆
- ☆ 「行政サービス」として提供またはウェブサイト掲載

# 全国安全センターの 活動報告と方針案

## 1. アスベスト-中皮腫キャラバン隊

2017年7月に中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は、20人の代表団をイギリスに派遣しました。アスベスト被害が顕在化している国ならどこにでも患者・家族団体が存在しているものの全国ネットワークが形成され機能しているところは少ないなか、イギリスではアスベスト被害者新団体フォーラムUK (AVSGF-UK)があり、毎年同じ日に各地でアクション・メゾテリオーマ・デー (AMD) の取り組みが行われているということで、地域による違いと共通性、地域自立と全国連携の経験に学ぶことを目的としたものでした。同年3月末ベルギーにおける歴史的なアスベスト訴訟の高裁判決に集まった各国の患者・家族団体代表にこの計画が伝えられたことから (日本からも代表派遣)、フランス、ベルギー、スペイン等からも代表が集まって7月4日にマンチェスターで国際交流会がもたれるとともに、日本代表団は4人ずつ5グループに分かれて、7月7日にマンチェスター、リバプール、パーミンガム、シェフィールド、ダービーの5都市で取り組まれたAMD行事に参加する「歴史的ミッション」となりました。

7月15日には東京で石綿対策全国連絡会議結成30周年記念 アジア・世界のアスベスト禁止をめざす国際会議が開催されました。この場における中皮腫患者同士の出会いもきっかけのひとつとなって、中皮腫患者自身による中皮腫患者のピアサポート活動が、患者と家族の会の「中皮腫サポートキャラバン隊」活動として取り組まれることになりました。同年9月から2018年5月までに全国18か所以上で

講演会・交流会が開催されたほか、個別訪問や病院まわり等も通じて、100人以上の患者を励まし患者同士の絆をつくりだしただけでなく、患者と家族の会にとっても会員の拡大や支部活動の活性化、新たな支部の結成等にも貢献したことは間違いありません。中皮腫患者に「希望」を与える闘病記・患者の聞き書きをまとめた『もはやこれまで』も2018年6月に出版されました。キャラバン隊の中心メンバー2人が日本肺癌学会のガイドライン検討会中皮腫小委員会の委員を委嘱されたり、他のがん患者支援団体とのパイプ役になったり、また、メディアがキャラバン隊の活動を取り上げることを通じて中皮腫・アスベスト問題に対する認識を広める効果も果たしてきました。

そして、患者と家族の会が開催してきた省庁交渉が2018年6月1日「中皮腫患者100人集会 省庁交渉だよ! 全員集合」プロジェクトとして取り組みました。院内集会も含めて、全国から患者約50名 (中皮腫患者35名)、家族・遺族、支援者ら200人以上が集まり、参加できなかった患者10数名のビデオレターや患者さんの放射線治療の痕を示したパネルも紹介され、また、YouTubeによる生中継を通じて参加された方々もいました。準備・運営も患者さんを中心としたプロジェクトチームが担い、内容も含めて例年をはるかに上回る迫力になりました。

翌6月2日午前中の石綿全国連新宿駅西口駅前情宣活動には、患者と家族の会と建設アスベスト訴訟原告の患者・家族を中心に200人以上が参加して、宣伝カーの上に4人の女性中皮腫患者が立って人生初めての訴えをされたときには、通行中の多くの方が足を止めて聞き入っていました (表

紙写真)。同日午後の石綿全国連第30回総会でも「中皮腫サポートキャラバン隊活動報告～明るく元気に行こうぜ～」が行われ、大きな感銘を与えました。最後の活動報告では、キャラバン隊活動と会の支部活動の一層緊密な連携、ピアサポート研修と中皮腫ピアサポートネットワークの構築、中皮腫サロンの開催等の展望が語られています。

キャラバン隊の登場は2017年7月のイギリス訪問には間に合いませんでしたが、2018年7月はじめソウルでの韓国石綿追放運動ネットワーク（BANKO）結成10周年行動（7月2日韓国・日本・インドネシア国際会議と7月3日ロシア・カザフスタン・中国大使館前）には、インドネシアからの3名とともに、4名の中皮腫患者、6名の患者家族、その他5名が参加し、3名の中皮腫患者がその後7月8日までソウルから忠南、釜山をまわる韓国キャラバン隊が行われました。

日本のアスベスト問題の歴史では、2002年5月に石綿全国連の呼びかけで初めて、全国から中皮腫・石綿肺がんで夫を亡くした10名の遺族と石綿肺患者数名も加わって厚生労働省担当者に直接思いをぶつけたことが、翌月の坂口力厚生労働大臣（当時）の「石綿の原則禁止導入の意向表明」につながりました。石綿全国連はそれから準備に2年かけた2004年2月患者と家族の会結成を応援し、同年11月の世界アスベスト東京会議は日本の患者・家族が世界の仲間と出会う最初の機会になりました。2005年夏のクボタショックは、労災被害者を中心に結成された患者と家族の会が尼崎の環境被害者を支えるかたちで展開、その後現在までに全国に20の支部ができるまでになったわけです。全国安全センターと多くの地域センターはこの間、全国・地域で患者と家族の会を支えてきました。

患者と家族の会の会員約900名のうち患者が1割にとどまり、家族・遺族が動ける当事者の主力を担わざるを得ない面があることは、中皮腫を筆頭にアスベスト関連疾患の予後がきわめて悪いことを反映したものでもあります。しかし、いま「元気のいい患者」さんたちが自分たち自身でできることを次々と提起・実行するようになったことは、患者さんご本人のニーズに対する対応能力を大いに高めるとともに、患者・家族・遺族・支援者らが各々に、また

一丸となって活動を飛躍させる画期的な機会を提供しています。これを生かしていけるかどうかはすべての関係者にとって大きなチャレンジです。

## 2. 高プロと過労死家族の会

「働き方改革」関連一括法案の最悪の部分である労働時間規制の新たな適用除外-「高度プロフェSSIONAL制度」は、2006～07年に「日本版ホワイトカラー・エグゼンプション」として導入が図られました（当時は「労働ビッグバン」の一環と称されました）。これに対して、様々な取り組みのなかでも、とりわけ全国安全センターや過労死弁護団・日本労働弁護団等が連絡を取り合って「過重労働により健康や命を脅かされる体験をした労働者とその家族」有志約20名がこの導入に反対して、連合会長と面談するとともに、厚生労働大臣・労働条件審議会労働条件分科会長宛てに要請書を提出して記者会見を行い、少し遅れて全国と各地の過労死を考える家族の会としての取り組みも本格化したことが、「日本版ホワイトカラー・エグゼンプション」導入阻止の重要な契機となったと考えています。

法改悪を阻止することができたという自信から、2008年には両弁護団による過労死防止基本法制定提案につながり、全国過労死を考える家族の会を中心とした粘り強い取り組みが、2014年の過労死等防止対策基本法の成立・施行、専門家委員8名、当事者・労働者・使用者代表委員各4名からなる過労死等防止対策推進協議会の設置等という画期的成果につながりました。全国各地での過労死等防止対策推進シンポジウムの開催等とも連動して、新たな地域に過労死を考える家族の会を設立する動きや、遺族だけでなく過重労働により健康や命を脅かされる体験をした労働者の参加を促す動きも出てきています。

「日本版ホワイトカラー・エグゼンプション」が「高度プロフェSSIONAL制度」に衣替えて導入するなどの「働き方改革」関連一括法案の問題点を明らかにし、反対する取り組みのなかで全国過労死を考える家族の会らが果たした役割には目覚ましいものがありました。国会、首相官邸や様々な集会・

行動のまさに最前列で常がんばっている姿はメディアも無視することはできませんでした。

残念ながら法案は強行採決されてしまいました。法律の実施、さらには過労死・過労疾患の予防・補償等において、患者・家族らがこの間の経験も生かした活躍をすることが期待されますし、連携を図っていきたいと考えます。法案審議の初期の段階で撤回させることに成功した「裁量労働制の拡大」についても、厚生労働省はあらためて検討会を立ち上げるとされており、注意が必要です。

### 3. ハラスメント防止の法制化

厚生労働省は2018年3月30日に職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書を公表しました。これに先立ち、全国安全センターは同審議会に対して「パワーハラスメント防止に向けた法制化を」求める申し入れ意見書を届けるとともに、2018年3月2日にはいじめ・メンタルヘルス労働者支援センター、職場のモラル・ハラスメントをなくす会とともに法制化を求める院内集会を開催しました。院内集会では記念講演のほか、10名を超す様々な形態のハラスメントや暴力の当事者らに報告をしていただくことができました。

検討会報告書は、使用者側の徹底抗戦のために、法制化の提言には至りませんでした。おりから国際労働機関（ILO）は5～6月に開催されたその第107回総会において「労働の世界における暴力及びハラスメントに関する条約及び勧告を採択すべきである」と決定しました。ILOの動きも最大限生かしながら、パワーハラスメント防止の法制化をめざしていきたいと思えます。

### 4. 化学物質による隠れた健康被害

2018年2月に策定された第13次労働災害防止計画は、「化学物質による健康障害の発生が疑われる事案を国が把握できる仕組みの検討が必要な状況にある」と言っています。

その前段では、「近年、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害が発生して

いるが、職業性疾病を疑わせる段階において、国がこうした事案を把握できる仕組みがないことから、事業者による自主的な情報提供等を端緒として、実態把握や対策を講じざるを得ない状況にある」としていますが、大阪の校正印刷会社SANYO-CYPに端を発した職業性胆管がん事件（2012年）も福井・三星化学でのオルト-トルイジン等芳香族アミンによる職業性膀胱がん事件（2015年）も、実際には被害者自らが声をあげたことによって発覚したものです。

SANYO-CYPでは、被害者らが直接交渉して補償を実現させ、三星化学では会社が補償に応じないために、裁判がはじまっています。一方、後者に係るオルト-トルイジン取り扱い事業場調査のなかで発覚した化成品製造工場における化学物質MOCAによる職業性膀胱がん事件（2016年）や、樹脂製造化学工場における架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんによる肺組織の線維化等の肺疾患事件（2017年）では、具体的な企業情報も被害者の補償等に関する情報も公表されていません。

被害者が苦勞して気づきに至り、声を上げなければ何も変わらないという状況を改善するとともに、アスベスト関連疾患の労災補償等に係る事業場情報の公表と同様に、潜在的な被害者らに必要な情報を公開させていく必要もあります。

### 5. 原発被ばく労働

関係団体と協力した被ばく労働問題を考えるネットワーク及び被ばく労働問題に関する省庁交渉、全国安全センター内部で原子力関連労働者支援局を設置して学習会等を継続してきています。

また、福島原発被ばく労災損害賠償を支える会（あらかぶさんを支える会）による裁判支援を行っています。東電福島第一原発の事故収束作業に従事して急性白血病を発症し、2015年10月に労災認定された後、2016年11月に東電等を被告して提起された裁判です。メディアでも大きく報道されたベトナム人技能実習生を除染労働に従事させた事例や、具体的な労働災害職業病の認定事例の支援等も行っています。

## 6. 脊髄損傷者の労災補償

全国安全センターは2014年以降、労災補償に関する相談・援助事業を強化するために、全国脊髄損傷者連合会に理事を派遣しています。

個別相談への対応やピアサポーターに対する研修等のほか、2015年度から毎年秋に行われている厚生労働省交渉のなかで、労災補償に関する枠ももうけるようになりました。最初の交渉の成果として、2015年12月22日には基補発1222第1号「障害（補償）年金を受ける者が再発により傷病（補償）年金又は休業（補償）給付を受給する場合の事務処理上の留意点について」を出させることができました。一律に休業（補償）給付請求のしるしをとらせるのではなく、支給要件を満たす場合には労働基準監督署長の職権により傷病（補償）年金に切り替えるよう指示したのですが、その後もその趣旨の周知徹底を重ねて要請し続けてきました。昨年まさに該当する事例の方から、労働基準監督署から文書で再発の場合休業（補償）給付請求のしるしが必要と指示されたという相談がありました。すぐに厚生労働省に連絡したところ、周知不足を謝るとともに、当該事例はすぐに傷病（補償）年金に切り替えられたということもありました。

一方、同連合会の労災補償関係の最大の要望事項は介護（補償）給付の見直しでした。毎年要求し続けるとともに、厚生労働省労働基準局長に直接面談して要請する機会も重ね、国会でも質問してもらう等も行った結果、昨年、「労災保険の介護（補償）給付に関する状況調査」が実施されるに至りました。まだ確定していませんが、介護保険ができる前の1994年の介護（補償）給付制度創設以来初めての見直しが実現することを期待しています。また、脊損者が死亡した場合の遺族（補償）給付に係る実態の把握と改善、併発疾病の取り扱いの見直し等も求めているところです。

## 7. 国際連帯

いまアジアと世界でもっとも注目されている職業

病事件と言ってよい、韓国のサムスン半導体職業病事件（2018年7月25日に被害者団体とサムスンが仲裁提案に合意しました）や台湾のRCA事件（2017年10月27日高裁判決に続き2018年8月16日最高裁判決の予定）について、2017～18年に直接的な連携がとれているのはうれしいことです。

アスベスト関連のアジアでの重点は引き続き一日も早い禁止導入の決定を迫ることにありますが、サブリージョナルレベルでの取り組みが進展していて、7月に南アジア会議（スリランカ）が開催されたのに続き、9月に東南アジア会議（ベトナム）、東アジア会議（香港）開催が計画されています。

## 8. 組織・財政等

恒例の全国安全センターの厚生労働省交渉は、2018年3月23日に実施しました。引き続き再渉を設定していく予定です。

全国安全センターとしての独自行動としては、厚生労働省交渉と総会、最近は行っていない全国一斉ホットラインくらいですが、すでに述べているとおり、内部の各「局」あるいはアスベスト患者と家族の会の様々な計画等を通じて、地域センターを超えた協力・連携が明らかに進展しています。そのような生きた取り組みの中から、全国安全センターの次の時代の体制や活動が構築されることを切に希望しています。

『安全センター情報』の定期継続発刊、質の維持・向上を柱としながら、ホームページ・ブログの更新・改善、各地域センターの活性化や協力連携、各プロジェクトの増進等、また、全国安全センターとしても各地での患者・家族の掘り起こし等に貢献できるよう努力しています。

一方で、財政的裏付けは引き続き確保できている状況とはいえ、短期的には寄付金への依存はやむを得ないものの、可能な限り早期に会費の増加等による財政の確立に努めていきます。

全国安全センターだけでなく、課題別アスベスト（石綿対策全国連）、いじめ・メンタルヘルス、原発被ばく労働でも、メーリングリストが運営されており、登録ご希望の方はぜひご連絡ください。



# 2017年度収支決算案

2017年4月1日から2018年3月31日まで

## 1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,449,000	1,714,000	▲ 265,000	1,700,000	▲ 251,000
賛助会費	4,900,000	4,840,000	60,000	5,500,000	▲ 600,000
購読会費	405,000	412,200	▲ 7,200	500,000	▲ 95,000
寄付金収入	6,000,000	9,000,000	▲ 3,000,000	6,500,000	▲ 500,000
資料頒布費	0	0	0	0	0
雑収入	1,265,707	841,984	423,723	1,000,000	265,707
前期繰越金	4,045,255	3,006,701	1,038,554	4,208,377	▲ 163,122
合計	18,064,962	19,814,885	▲ 1,749,923	19,408,377	▲ 1,343,415

## 2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	9,066,740	9,455,696	▲ 388,956	9,600,000	▲ 533,260
活動費	1,488,952	1,871,060	▲ 382,108	1,600,000	▲ 111,048
印刷費	2,708,121	2,232,546	475,575	2,300,000	408,121
通信運搬費	545,885	525,407	20,478	600,000	▲ 54,115
什器備品費	0	426,754	▲ 426,754	100,000	▲ 100,000
図書資料費	84,978	36,590	48,388	100,000	▲ 15,022
消耗品費	17,500	98,873	▲ 81,373	100,000	▲ 82,500
会議費	1,048,716	1,095,938	▲ 47,222	900,000	148,716
頒布資料費	\0	\0	0	0	0
雑費	\62,878	\26,766	36,112	60,000	2,878
予備費	0	0	0	3,446,701	▲ 3,446,701
小計	15,023,770	15,769,630	▲ 745,860	18,806,701	▲ 3,782,931
次期繰越金	3,041,192	4,045,255	▲ 1,004,063		
合計	18,064,962	19,814,885	▲ 1,749,923		

貸借対照表(2018年3月31日)

1) 資産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
現金	147,464	365,505
預金		
普通預金(中央労働金庫)	2,282,521	2,952,673
普通預金(みずほ銀行)	177,503	177,503
普通預金(三井住友銀行)	418,514	418,514
郵便振替	15,190	131,060
資産合計	3,041,192	4,045,255

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
借入金	0	0
未払金	0	0
負債合計	0	0
次期繰越金	3,041,192	4,045,255
正味財産合計	3,041,192	4,045,255
負債及び正味財産合計	3,041,192	4,045,255

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: <http://www.joshrc.org/~open/>」

では、ここでしか見られない情報を満載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

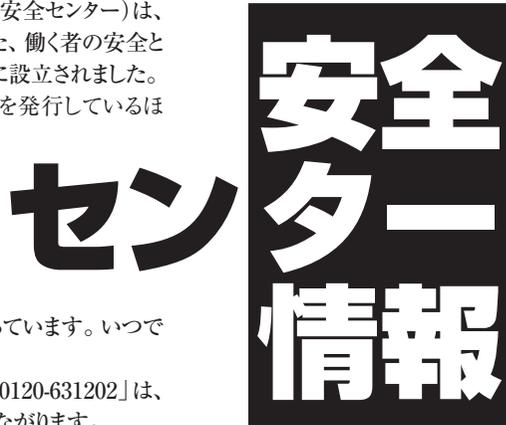
●購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)

○中央労働金庫亀戸支店「(普)7535803」

郵便払込口座「00150-9-545940」

名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議  
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階  
PHONE (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881



# 2018年度収支予算案

2018年4月1日から2019年3月31日まで

## 1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	1,500,000	1,449,000	51,000	1,700,000	▲ 200,000
賛助会費	5,000,000	4,900,000	100,000	5,500,000	▲ 500,000
購読会費	500,000	405,000	95,000	500,000	0
寄付金収入	6,000,000	6,000,000	0	6,500,000	▲ 500,000
資料頒布費	0	0	0	0	0
雑収入	1,000,000	1,265,707	▲ 265,707	1,000,000	0
前期繰越金	4,208,377	4,045,255	163,122	4,208,377	0
合計	18,208,377	18,064,962	143,415	19,408,377	▲ 1,200,000

## 2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	9,400,000	9,066,740	333,260	9,600,000	▲ 200,000
活動費	1,600,000	1,488,952	111,048	1,600,000	0
印刷費	2,500,000	2,708,121	▲ 208,121	2,300,000	200,000
通信運搬費	600,000	545,885	54,115	600,000	0
什器備品費	100,000	0	100,000	100,000	0
図書資料費	100,000	84,978	15,022	100,000	0
消耗品費	100,000	17,500	82,500	100,000	0
会議費	900,000	1,048,716	▲ 148,716	900,000	0
頒布資料費	0	0	0	0	0
雑費	60,000	62,878	▲ 2,878	60,000	0
予備費	2,848,377	0	2,848,377	3,446,701	▲ 598,324
合計	18,208,377	15,023,770	3,184,607	18,806,701	▲ 598,324

# 2018年度役員体制案

議長	平野 敏夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
副議長	浜田 嘉彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	西 畠 正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
運営委員	中地 重晴	(熊本学園大学教授、関西労働者安全センター事務局次長)
	川本 浩之	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白石 昭夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	飯田 浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
	西山 和宏	(ひょうご労働安全衛生センター事務局長)
事務局長	古谷 杉郎	(専従)
事務局次長	澤田 慎一郎	(専従)
	田 島 陽子	(関西労働者安全センター事務局長)※
会計監査	飯田 勝泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
	榊原 悟志	(情報公開推進局)
	片岡 明彦	(関西労働者安全センター)
顧問	天明 佳臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)

**全国安全センターウェブサイト**

<http://joshrc.info/>

**全国安全センター・ブログ**

<http://ameblo.jp/joshrc/>

# 安全センター情報目次

## 2017年度

### 特集目次

#### ■1990年度特集目次

- 6・7月号 全国安全センター結成総会/脳・心臓疾患
- 8月号 精神障害・自殺の労災認定/振動病
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 なくせじん肺全国キャラバン/アスベスト規制法/外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談：将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

#### ■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 全国安全センター第2回総会/改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 腰痛予防ベルト/虚偽報告・労災隠し

#### ■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書 92年版
- 6月号 労災補償制度の改革 2
- 7月号 アスベスト110番・規制法

- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業
- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 総特集：職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷
- 3月号 エイズを知る
- 1993年度特集目次
- 4月号 産業医のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労働災害93
- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
- 付録 全国安全センター第4回総会議案
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 原発労災/騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 職場改善の国際経験/企業のアルコール・ドラッグ対策
- 1月号 第1回日韓共同セミナー
- 2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号 農業労働災害/アスベスト

#### ■1994年度特集目次

- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 週40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか①PL法
- 11月号 職場が変わるか②ISO9000
- 12月号 職場が変わるか③環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号 災害補償の官民格差
- 3月号 阪神大震災

## 安全センター情報目次

### ■1995年度特集目次

- 4月号 脳・心臓疾患認定基準
- 5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
- 6月号 アスベストをめぐる国際状況
- 7月号 産業保健のあり方
- 7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案
- 8月増刊号 韓国の過労死
- 8・9月号 総特集:第2回日韓共同セミナー
- 10月号 行政手続法と労働基準行政
- 11月号 改正労災保険法
- 12月号 頸肩腕症候群予防対策
- 1・2月号 アジアの産業災害
- 3月号 小規模事業場の産業保健

### ■1996年度特集目次

- 4月号 国際規格化と労働安全衛生
- 5月号 介護補償給付の創設
- 6月号 行政機関との交渉報告
- 7月号 指曲がり症の不服審査
- 8月号 「労働者」の判断基準
- 9月号 全国安全センター第7回総会議案
- 10月号 外国人労災損害賠償裁判判決
- 11月号 改正労働安全衛生法
- 12月号 国際規格化と労働安全衛生 2
- 1・2月号 VDT労働ホットライン/電磁波
- 増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック
- 3月号 時効問題/上肢障害認定基準の改正

### ■1997年度特集目次

- 4月号 改正健康保持増進指針
- 5月号 じん肺をめぐる課題
- 6月号 化学物質管理の新たな動向
- 7月号 石綿じん肺訴訟/過労死審査会裁決
- 8月号 ダイオキシンとホルモン様物質
- 9月号 労基法施行50周年と労働行政
- 10月号 労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997
- 11月号 人間工学からみた交通事故対策
- 12月号 職場のストレス対策
- 1・2月号 アジア・ヨーロッパ情報
- 3月号 第9次労働災害防止計画

### ■1998年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 過労自殺の労災認定
- 6月号 POSITIVEセミナー
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998
- 8月号 船舶解撤作業の安全・健康対策
- 9月号 第7回田尻賞表彰式
- 10月号 働く女性の健康が危ない
- 11月号 21世紀をめざす参加型安全衛生活動

- 12月号 アスベスト禁止に向かうヨーロッパ
- 1・2月号 粉じんの発がん性—木材・シリカ
- 3月号 中央労働基準審議会の建議

### ■1999年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 焼却場労働者のダイオキシンの曝露
- 6月号 働く女性の健康と権利
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999
- 8月号 労働安全衛生マネジメントシステム
- 9月号 2000年問題と職場の安全・健康
- 10月号 被災者のための医療機関—アジア
- 増刊号 働く女性の健康と権利緊急討論集会報告
- 11月号 精神障害・自殺の労災(公災)認定基準
- 12月号 ヨーロッパ労災職業病会議
- 1・2月号 筋骨格系疾患と人間工学基準
- 3月号 労災保険審議会の建議

### ■2000年度特集目次

- 4月号 介護労働と健康/アジア・ネットワーク
- 5月号 全国安全センターの労働省交渉
- 6月号 労災補償制度改革への提言
- 7月号 職場のストレス対策
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000
- 9月号 労働安全衛生の国際潮流
- 10月号 第9回田尻賞表彰式/じん肺がん問題の新たな展開
- 11月号 腰痛公務災害認定で最高裁判決
- 12月号 世界アスベスト会議
- 1・2月号 労災時効裁判横浜地裁判決/欧米の筋骨格系障害対策
- 3月号 21世紀の労働衛生研究戦略

### ■2001年度特集目次

- 4月号 なくせ「労災隠し」
- 5月号 労働基準行政と情報公開
- 6月号 厚生労働省交渉/改正労災保険法
- 7月号 「指曲がり症」判決と労災認定
- 8月号 機械の包括的な安全基準
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001
- 10月号 じん肺と肺がんに関するシンポジウム
- 11月号 安全衛生委員会活性化の提言
- 12月号 ILOのOSH-MSガイドライン
- 1・2月号 職業病の労災補償
- 3月号 情報公開法の活用

### ■2002年度特集目次

- 4月号 脳・心認定基準専門検討会資料を読む
- 5月号 情報公開法の活用(続)/VDT作業ガイドライン
- 6月号 「労災隠し」と労災職業病の記録・届出

- 7月号 アスベスト被害の将来予測
- 8月号 アジア・ネットワーク
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2001→2002
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 参加型安全衛生活動の到達点と課題
- 12月号 労災職業病ホットライン/第11回田尻賞
- 1・2月号 アメリカの労働安全衛生運動
- 3月号 アスベスト禁止への軌跡 2002年

#### ■2003年度特集目次

- 4月号 改正じん肺法施行規則等の施行
- 5月号 指曲がり症認定闘争の成果と展望
- 6月号 第10次労働災害防止計画とILO報告
- 7月号 ストレス対策の最新動向
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2002→2003
- 9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 PRTR情報とその活用
- 11月号 労災保険の民営化論議
- 12月号 「原則禁止」導入後のアスベスト問題
- 1・2月号 三池炭じん爆発40周年/はつり労働者の健康問題
- 3月号 EAP/MAPのエッセンス

#### ■2004年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法の見直しに向けて
- 5月号 多発性骨髄腫初めの労災認定
- 6月号 GAC2004イベント
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 2003→2004
- 8・9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 労災職業病相談マニュアル草稿
- 11月号 職場のメンタルヘルス対策
- 12月号 台湾過労死会議/新局面迎えた石綿対策
- 1・2月号 時短・安衛・労災法改正の建議
- 3月号 GAC2004: 世界アスベスト会議

#### ■2005年度特集目次

- 4月号 労災保険率
- 5月号 労働安全衛生の枠組み
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 ストレス対策の新アプローチ
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2004→2005
- 9・10月号 弾けた時限爆弾:アスベスト
- 11月号 アスベスト対策基本法
- 12月号 韓国の炭鉱地帯・中国の労働NGO
- 1・2月号 メンタルヘルス/アスベスト新法批判
- 3月号 石綿健康被害救済新法成立

#### ■2006年度特集目次

- 4月号 石綿健康被害補償・救済の手引き
- 5月号 改正労働安全衛生法読本
- 6月号 尼崎クボタ・アスベスト公害の新局面

- 7月号 労働契約・労働時間法制の見直し
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2005→2006
- 9・10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 労働時間規制の撤廃反対!
- 12月号 日本版エグゼンプション反対
- 1・2月号 日本版エグゼンプション/日本の教訓をアジア・世界に発信
- 3月号 日本版エグゼンプション法案見送り

#### ■2007年度特集目次

- 4月号 労働関連筋骨格系障害の「流行」
- 5月号 石綿健康被害救済法一周年
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 脳心・精神障害労災認定/“労働ビッグバン”
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2006→2007
- 9月号 クボタ・シヨック2周年尼崎集会
- 10月号 リスクマネジメントの原則
- 11月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 12月号 AMRC30周年・ANROAV会議
- 1・2月号 アスベスト被害と情報公開
- 3月号 横浜・国際アスベスト会議

#### ■2008年度特集目次

- 4月号 第11次労働災害防止計画
- 5月号 労災不服審査制度/石綿救済法2周年
- 6月号 労働時間等見直しガイドライン/労災隠し/石綿健康被害救済法
- 7月号 職場の暴力・ハラスメント
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2007→2008
- 9月号 石綿健康被害救済法改正
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 BANKO発足とAAC2009
- 12月号 「名ばかり管理職」通達迷走
- 1・2月号 過労死・過労自殺が問いかけるもの
- 3月号 ナノ物質安全管理の現状と問題点

#### ■2009年度特集目次

- 4月号 欧州におけるストレス対策/派遣労働者
- 5月号 心理的負荷による精神障害等
- 6月号 石綿健康被害救済法3周年行動
- 7月号 AAC2009とA-BANの発足
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2008→2009
- 9月号 被害者補償・救済制度の比較
- 10月号 総選挙後の課題/欧州における職業病
- 11月号 ANROAV・A-BANカンボジア会議
- 12月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証と課題
- 3月号 厚生労働省との再交渉

#### ■2010年度特集目次

- 4月号 韓国で石綿被害救済法が成立

## 安全センター情報目次

- 5月号 中国・寧波の豊じん肺
- 6月号 環境・職業がんの疾病負荷
- 7月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪地裁判決
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2009→2010
- 9月号 石綿救済法指定疾病の追加等
- 10月号 ILO職業病リストの改訂
- 11月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 12月号 職場におけるメンタルヘルス対策
- 1・2月号 アスベスト国際連帯2010
- 3月号 アジアのアスベスト禁止最新情報

### ■2011年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 5月号 東日本大震災/追悼・井上浩先生
- 6月号 アスベスト禁止に向かうアジア
- 7月号 福島原発事故放射線被ばく労働
- 8月号 職場のいじめ・メンタルヘルスを考える
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2010→2011
- 10月号 石綿健康被害救済法の見直し
- 11月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪高裁判決
- 12月号 福島原発事故放射線被ばく労働 2
- 1・2月号 心理的負荷による精神障害認定基準
- 3月号 アジア・世界のアスベスト禁止

### ■2012年度特集目次

- 4月号 労働における暴力
- 5月号 石綿疾病労災認定基準の見直し
- 6月号 職場のパワーハラスメント
- 7月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 8月号 欧州ハラスメント・暴力協定の実行
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2011→2012
- 10月号 印刷会社の胆管がん多発事件
- 11月号 いじめ・パワハラ対策
- 12月号 既存石綿対策の現状と課題
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 3月号 3.11から2年の被ばく労働問題

### ■2013年度特集目次

- 4月号 胆管がん事件はどうして起こったか
- 5月号 第12次労働災害防止計画
- 6月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 7月号 職業がんのリスト掲載と補償
- 8月号 腰痛予防対策指針の改訂
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2012→2013
- 10月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災補償
- 11月号 惨事ストレス対策
- 12月号 韓国の労働安全衛生運動25年と日韓交流
- 1・2月号 職業性胆管がん事件
- 3月号 アジアにおけるアスベスト禁止 2013

### ■2014年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法令の改正提案
- 5月号 原発被ばく労働問題をめぐる状況
- 6月号 学校アスベスト
- 7月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 8月号 脳心・精神障害の労災補償/過労死防止法
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2013→2014
- 10月号 せき髄損傷の労災補償
- 11月号 石綿疾患患者と家族の会10周年
- 12月号 職業性胆管がん事件/泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決
- 1・2月号 過労死等防止対策推進法施行
- 3月号 アジアにおけるアスベスト禁止 2014

### ■2015年度特集目次

- 4月号 ストレスチェックの義務化
- 5月号 心理社会的リスクへの対応
- 6月号 泉南国賠訴訟最高裁判決その後
- 7月号 原発被ばく労働/受動喫煙防止措置
- 8月号 ストレスチェック指針・実施マニュアル
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2014→2015
- 10月号 クボタ・ショックから10年
- 11月号 アジアで相次ぐ産業災害
- 12月号 未曾有の原発事故から四年半
- 1・2月号 石綿救済法から10年の救済状況検証
- 3月号 染料・顔料中間体製造工場で膀胱がん

### ■2016年度特集目次

- 4月号 アジアのアスベスト禁止 2015
- 5月号 放射線被ばくと白血病
- 6月号 救済法10年間のアスベスト対策見直し
- 7月号 職業・環境リスクによる疾病負荷の推計
- 8月号 脳心・精神障害の労災認定
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2015→2016
- 10月号 労災保険審査請求制度等の改正
- 11月号 石綿環境被害救済小委員会報告案
- 12月号 パワーハラスメントのない職場づくり
- 1・2月号 石綿被害救済検証/職業がんをなくそう
- 3月号 アジア・世界のアスベスト禁止 2016

### ■2017年度特集目次

- 4月号 原発事故から7年目の被ばく労働問題の現状と課題
- 5月号 感情労働の現状と対策
- 6月号 震災アスベストプロジェクト報告
- 7月号 職業・環境リスクによる疾病負荷GBD2015
- 8月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2016→2017
- 10月号 患者と家族の会イギリス訪問団
- 11月号 BANJAN30周年記念国際集会
- 12月号 石綿疾患死亡世界負荷の推計

1・2月号 石綿被害補償・救済状況の検証  
3月号 アジア・世界のアスベスト禁止 2017

**2017年 4月号** (通巻448号)  
2017年3月15日発行 62頁 800円

■特集/原発事故から7年目の被ばく労働問題

福島原発事故から7年  
被ばく労働問題の現状と課題  
原発労災あらかぶさん裁判はじまる  
東京労働安全衛生センター・飯田勝泰…2  
時間外労働の上限規制  
休日労働別、適用除外残  
政府が「働き方改革実行計画」決定 ……13  
第3回職業がんをなくそう集会 in 東京  
7名全員認定、8人目発症  
特化則改正、問題は続く ……24  
筋骨格系障害:職業病認定基準  
欧州10か国調査 ① ……32  
労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の  
あり方に関する検討会報告書 ② ……44  
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】  
ベルギーにおけるアスベスト・ビクトリー ……53  
ラジェンドラを支持しようーロッテルダム条約COP8…54  
【各地の便り/世界から】  
産業医制度の改善進むか?  
厚労省●在り方検討会報告書受け省令改正 ……55  
被災者の職場復帰・損害賠償  
神奈川●交渉で解決に至った二つの事例 ……57  
二つのアスベスト裁判が和解  
兵庫●新山石綿国賠と川崎重工損賠事件 ……58  
泉南型国賠訴訟問題を学ぶ  
兵庫●同種事案への対応能力向上 ……59  
労働者歴7年7か月の肺がん  
東京●10年未満でも本省協議なしで認定 ……60  
金融労働者の感情労働  
韓国●保護措置と労組による監視必要 ……61

**2017年 5月号** (通巻447号)  
2017年4月15日発行 62頁 800円

■特集/感情労働の現状と対策

管理される心 感情労働の現状対策  
労働者の尊厳と人権の回復に向けて  
IMC・千葉茂…2  
筋骨格系障害:職業病認定基準

欧州10か国調査 ② ……16  
労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の  
あり方に関する検討会報告書 ③ ……27  
アスベスト対策に関する行政評価・監視  
総務省勧告に対する改善措置状況  
(1回目のフォローアップ)の概要 ……35  
北海道建設アスベスト訴訟・札幌地裁判決要旨 ……43  
【各地の便り/世界から】  
補償請求の権利がない  
官公署●非常勤職員の災害補償制度 ……49  
CRPSに伴う精神疾患認定  
神奈川●派遣先プレス工場での左手負傷 ……51  
「診断確定日」前の不支給  
神奈川●審査請求で処分取り消し支給へ ……53  
取下げ後再審査経て認定  
福岡●労働局・労基署の対応にも問題 ……56  
労基署自らが申請を妨害  
広島●石綿肺がん企業交渉で補償 ……57  
夜間交代勤務で乳がん労災  
韓国●サムスン電子半導体職業病事件他 ……59

**2017年 6月号** (通巻449号)  
2017年5月15日発行 64頁 800円

■特集/震災アスベストプロジェクト報告書(上)

2つの大震災から学び来るべき都市型地震に備える  
アスベスト対策の提言と普及活動  
東京労働安全衛生センター同プロジェクト…2  
最高裁判決ーじん肺管理区分決定処分取消等  
請求訴訟中当事者死亡しても遺族が継承…7  
筋骨格系障害:職業病認定基準  
欧州10か国調査 ③ ……21  
治療と仕事の両立支援のための対策  
「働き方改革実行計画」の内容と  
ガイドラインに参考資料 ……32  
労働安全衛生・労災補償行政通達 ……40  
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】  
ロシア:世界のアスベストの巨獣 ……48  
産業スパイが反アスベスト・キャンペーンに潜入…51  
アスベスト・スパイの正体が明かされる ……53  
アスベスト暴露 ……54  
ロッテルダム条約を救うことはできるのか ……56  
【各地の便り/世界から】  
非常勤任用問題で研究会報告書  
総務省●不適切な任用の制度改正へ ……59  
既往のヘルニア増悪で障害7級  
千葉●神経因性膀胱障害も業務上…60

## 安全センター情報目次

福岡で初の泉南型国賠提訴 福岡●旧浅野スレート被害者としても初 ……61
外国人労働者の春闘行動 東京●省庁交渉とマーチインマーチ ……61
荷台から転落外傷性脳損傷 神奈川●障害認定を不服として審査請求 ……62
「不妊」を初めて労災と認定 韓国●有害物質曝露による健康影響 ……63

### 2017年 7月号 (通巻450号)

2017年7月15日発行 64頁 800円

#### ■特集/職業リスクによる疾病負荷GBD2015

日本の肺がん死亡の18%が職業リスクに起因 世界疾病負荷 (GBD) 推計データ 全国安全センター・古谷杉郎…2
2つの大震災から学び来るべき都市型地震に備える 震災アスベストプロジェクト報告書(下) 東京労働安全衛生センター同プロジェクト…23
厚生労働省「有機粉じんによる肺疾患の 防止について関係労働局に指示」 ……37
厚生労働省「職場のパワーハラスメント に関する実態調査報告書を公表」 ……40

#### 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

ロッテルダム条約第8回締約国会議(COP8) ……43
世界労働組合連合のメディアリリース ……51
シティ・クリスチーナの証言 ……52

#### 【各地の便り/世界から】

石綿輸入、税関が許可 毎日新聞●原則禁止後、東京など8件 ……54
県営団地居住者に中皮腫 神奈川●居室等の天井に吹き付け石綿 ……55
国鉄・JR大船工場退職者会の取組 神奈川●アスベスト被害に立ち向かう ……57
タイ工のじん肺労災 愛知●労働保険審査会が不支給取消処分 ……59
リスコミでガイドライン公表 環境省●建築物解体の石綿飛散防止対策 ……60
アスベスト被害者追悼式典 大阪●泉南石綿の碑に集う ……61
最悪殺人企業は現代重工業 韓国●「労働安全保健庁」の新設提案等 ……62

### 2017年 8月号 (通巻451号)

2017年7月15日発行 64頁 800円

#### ■特集/脳・心臓疾患、精神障害の労災認定

精神障害請求件数過去最多更新 脳・心、精神認定率取れん傾向 初めて裁量労働制関連データ公表 ……2
イギリスの石綿被害と 補償・救済のアプローチ イギリス訪問団参考資料 ……20
労働政策審議会建議 「時間外労働の上限規制等について」 ……43
「泉南」型アスベスト国賠提訴・和解状況 ……52
【各地の便り/世界から】 関係労災受給者等にリーフレットで周知 厚労省●「泉南型」石綿国賠訴訟和解手続で ……55
若者に広がる過労自殺議論 東京●専修大学で第3回過労死防止学会 ……57
三菱電機が労働時間管理改善 神奈川●メンタル労災リハビリ就業認める ……58
クモ膜下出血後の復職問題 東京●労災不支給、団体交渉で職場復帰 ……60
控訴審逆転勝訴判決を受けて 東京●JAL倉町腰痛労災裁判 ……62

### 2017年 9月号 (通巻452号)

2017年8月15日発行 82頁 800円

#### ■特集/日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2016年→2017年
1. 労働災害・職業病の統計データ ……2
2. 労働災害・職業病の発生状況 ……7
3. 労働安全衛生対策 ……12
4. 化学物質対策等 ……17
5. 労災補償対策 ……20
統計資料 ……22
2016年度労働基準行政関係通達 ……55

#### ■全国安全センター第28回総会議案

第1号議案:活動報告と方針案 ……64
第2号議案:2016年度収支決算案 ……68
第3号議案:2017年度収支予算案 ……70
第4号議案:2017年度役員具体案 ……71
安全センター情報2016年度目次 ……72
全国安全センター規約・規定 ……80

### 2017年 10月号 (通巻453号)

2017年9月15日発行 64頁 800円

#### ■特集/患者と家族の会イギリス訪問団

被害者の全国連携に学ぶ マンチェスターでの国際交流会と
--------------------------------

5都市でのAMDイベントに参加

全国安全センター・古谷杉郎…2

歴史的ミッション:アスベスト被害者の連帯 ……3

イギリスのアスベスト惨事の女性たちの顔 ……7

アクションメゾテリオーマデー国際連帯メッセージ…24

アスベスト被害者支援団体フォーラムUK ……32

スポン渓谷アスベスト問題 ……36

JUAC(合同労組委員会)学校アスベスト会議…38

アクション・メゾテリオーマ憲章 ……41

#### 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

英・2012年アスベスト管理規則の施行後評価 ……45

#### 【各地の便り/世界から】

12年目の集会に300名超

兵庫●クボタショックから12年尼崎集会 ……57

アスベスト被害根絶尼崎宣言2017 ……59

患者と家族の会福岡支部設立

福岡●北部九州で相談会や集いを開催 ……60

「泉南型」アスベスト国賠訴訟

福岡・山口・広島・香川●相次ぎ提訴 ……61

建設ボード工の「びまん性胸膜肥厚」

神奈川●証明拒否と石綿検診での見逃し ……63

## 2017年 11月号 (通巻454号)

2017年10月15日発行 68頁 800円

### ■特集1/BANJAN30周年記念国際集會

アジア・世界の日も早いアスベスト禁止めざして

被害者・労働者・市民の連帯強化

全国安全センター・古谷杉郎…2

### ■特集2/「過労死等ゼロ」緊急対策関係資料

「過労死等ゼロ」緊急対策

何が行われているのか? ……19

「過労死等ゼロ」緊急対策 ……20

監督等指導業務運営上の留意事項 ……24

過重労働特別監督監理官の設置 ……32

企業経営トップに対する指導及び企業名公表…33

労働時間適正把握措置に関するガイドライン ……43

労働関係法令違反公表事案ホームページ掲載 ……48

緊急対策踏まえたメンタルヘルス対策の推進 ……50

監督業務運営要領の一部改正 ……54

#### 【各地の便り/世界から】

「派遣型」運転手の過労死

神奈川●待機時間も労働時間と認定 ……61

震災とアスベスト対策を考える

熊本●兵庫からシンポジウムに参加 ……64

誤認定を労基署が謝罪

石川●広範囲ブラック伴う石綿肺がん ……65

機械巻き込まれ指切断障害12級

埼玉●鋳物工場バングラデシュ人技能実習生 ……66

労災発生時元請け処罰強化

韓国●文在寅新政権の労働安全衛生方針 ……67

## 2017年 12月号 (通巻455号)

2017年11月15日発行 66頁 800円

### ■特集/石綿疾患死亡世界負荷の推計

アスベスト疾患による死亡

2016年に世界で22万超

最新の世界・各国別疾病負荷推計

全国安全センター・古谷杉郎…2

試行調査計画書を改訂

「簡易?な実施方法」追加

「対象地域の拡大方策」として ……51

#### 【各地の便り/世界から】

NHKと患者と家族の会で共同調査実施

神奈川●県営団地アスベスト被害を公表 ……58

二度石綿ショック体験した街

熊本●松橋におけるアスベスト問題 ……62

県内初のアスベスト国賠訴訟提訴

静岡●耐熱パイプ等製造で中皮腫 ……64

第4回 職案余念々そう 藁倉 杉郎…2

大阪●徳島の工場で退職者が会を結成 ……65

登録日雇港湾労働者が提訴

兵庫●アスベスト被害の企業補償求め ……65

石綿被害疑い「全員調査」を

韓国●石綿健康被害救済法の改正発議 ……66

## 2018年 1・2月号 (通巻456号)

2018年1月15日発行 94頁 1,600円

### ■特集/石綿健康被害補償・救済状況の検証

2016年度救済件数増加するもの

近年死亡の救済率減少懸念

救済への「紛れ込み」増加続く ……2

低い認定割合、秘密と不公正

地方公務員の石綿関連疾患の補償状況

片岡明彦・鈴木江郎…34

#### 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

豪:上院委員会が違法輸入問題で中間報告 ……42

オランダのEurogritアスベスト汚染騒動 ……44

Eurogrit:推計1.6~2憶ユーロの損害 ……45

タルクパウダー訴訟:汚染タルクによる危害 ……46

ブラジルにおけるアスベストの分裂 ……49

アスベスト帝国の失墜 ……50

## 安全センター情報目次

エターニトはもはやアスベストを使用しない	51
ブラジル最高裁がアスベスト使用を禁止	51
判決はエターニトの事業を中止に追い込む	52
米:8人の上院議員が石綿禁止法案を提案	53
EPA石綿を含め化学物質のレビューを制限	54
EPA評価は禁止への強力な指示と反対示す	54
EPAの石綿リスク評価の最初の検証	57
トランプ大統領認識中の石綿とその危険性	59
2025年まで中皮腫事例は増加すると予測	61
厚生労働省「ストレスチェック制度の 実施状況を施行後はじめて公表」	62
厚生労働省「長時間労働が疑われる 事業場に対する監督指導結果を公表」	65
厚生労働省「過労死等に関する実態把握のための 労働・社会面の調査研究事業報告書を公表」	66
厚生労働省「過労死等防止対策白書を公表」	65
中皮腫移送費関係行政通達	68
最近の行政通達	75
【各地の便り】	
中皮腫通院費で新通達	
厚労省●クボタショック以来の経過	81
長距離通院費不支給撤回	
北海道●新通達の運用監視が必要	82
泉南型国賠訴訟をめぐる進展	
全国●個別周知、ホットライン、厚労省要請	84
給付基礎日額問題一部改善	
厚労省●定年退職後同一企業に再雇用	85
全国安全センター長野総会	
長野●黒鉛電極工場見学、盛り沢山の内容	86
現役JR労働者の中皮腫	

長野●JRの消極的対応を新聞報道	87
元国鉄労働者の石綿被害	
鳥取●休業・療養補償は遺族に請求権なし?	91
三星化学の職場にも理解が	
福井●5回目の職業がんをなくそう集会	93

**2018年 3月号** (通巻457号)  
2018年2月15日発行 68頁 800円

### ■特集/アジア・世界のアスベスト禁止 2017

ブラジル最高裁が禁止を命令	
ロシアは経済的脅迫で妨害	
新たに3か国でBANネットワーク	
全国安全センター・古谷杉郎	2
カナダ環境・気候変動省「アスベスト」	31
カナダ:アスベスト禁止規制アプローチの提案	32
カナダ:禁止規則案「規制影響分析報告」	41
太平洋諸国がアスベスト禁止を決定	53
太平洋地域環境計画事務局(SPREP)資料	54
スリランカへのロシアの脅迫に抗議する声明	56
各国政府に対する共同書簡への賛同要請	58
【各地の便り/世界から】	
いじめパワハラほっとライン	
兵庫●問題の深刻さ浮き彫りに	62
バス運転手の中皮腫認定	
佐賀●バス底での点検作業で曝露	63
21番目に新潟支部を設立	
新潟●アスベスト疾患患者と家族の会	64
前向いていくで!	
●中皮腫サポートキャラバン隊	66

# 全国安全センター規約・規定

## 規 約

### 第1章 総 則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5Fに置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もつて働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改善を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会 員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体

- (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した者

- (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないとき。

第9条 既に納入した会費その他の抛出品金は、返還しない。

### 第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 議長    | 1名  |
| (2) 副議長   | 若干名 |
| (3) 事務局長  | 1名  |
| (4) 事務局次長 | 若干名 |
| (5) 運営委員  | 若干名 |
| (6) 監事    | 2名  |

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

## 全国安全センター規約・規定

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

### 第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員を選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めるとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

### 第5章 会 計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収

入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

### 附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

## 会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

## 購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部	年額10,000円	6部	年額45,000円
2部	年額19,000円	7部	年額49,000円
3部	年額27,000円	8部	年額52,000円
4部	年額34,000円	9部	年額54,000円
5部	年額40,000円		
10部以上	1部につき年額6,000円		

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

## 全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://joshrc.info/> <http://www.joshrc.org/~open/> <http://ameblo.jp/joshrc/>

- 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター  
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろウビル4階  
E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp  
TEL (011) 272-8855 / FAX (011) 272-8880
- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター  
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階  
E-mail center@toshc.org  
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター  
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5  
TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024
- 東京 ● 三多摩労災職業病研究会  
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内  
TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663  
E-mail k-oshc@jca.apc.org
- 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター  
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505  
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948  
E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
- 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター  
〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F  
TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540  
E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp
- 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター  
〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階  
TEL (0263) 39-0021 / FAX (0263) 33-6000  
E-mail KFR00474@nifty.com
- 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟  
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16  
TEL (025) 265-5446 / FAX (025) 230-6680  
E-mail roushokuken@be.to
- 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会  
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1  
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420  
E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
- 三重 ● みえ労災職業病センター  
〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル  
TEL (059) 228-7977 / FAX (059) 225-4402  
E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議  
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビジャス梅垣ビル1F  
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145  
E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
- 大阪 ● 関西労働者安全センター  
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201  
TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278  
E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp
- 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター  
〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6  
TEL (06) 4950-6653 / FAX (06) 4950-6653
- 兵庫 ● 関西労災職業病研究会  
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付  
TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762  
E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター  
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階  
TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124  
E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp
- 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター  
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内  
TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714  
E-mail hirosima-raec@leaf.ocn.ne.jp
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター  
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号  
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター  
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内  
TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090  
〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり  
/ FAX (0858) 23-0155  
E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター  
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内  
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113  
E-mail npo\_eoshc@yahoo.co.jp
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター  
〒793-0051 西条市安知生138-5  
TEL (0897) 64-9395
- 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター  
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28  
TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953  
E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
- 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター  
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階)  
TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 568-2317  
E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
- 自治体 ● 自治労安全衛生対策室  
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階  
TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432

